

S H I M A B A R A 2010—2019

第6次島原市市勢振興計画中間見直し

平成28年3月



島原市
SHIMABARA CITY



目次

第1編 序論	3
第1章 市勢振興計画中間見直しの趣旨	3
1. 中間見直しの経緯	3
2. 計画の構成と期間	3
3. 中間見直しにおいて踏まえるべき新たな視点	3
第2章 島原市の基本方針	4
1. 市勢振興計画の体系	4
第2編 基本計画（中間見直し）	5
第1章・機能が充実した都市をつくる	5
第1節 コンパクトシティを目指した土地利用と市街地整備	5
第2節 上水道環境の整備と水資源の保全	8
第3節 生活排水処理施設の整備	10
第2章 地域内外との交流に必要な基盤をつくる	12
第1節 道路の整備	12
第2節 公共交通の整備	15
第3節 情報・通信の整備	18
第3章・豊かな自然と暮らしを守る	20
第1節 環境対策の推進	20
第2節 山林の保全	23
第4章・安全・安心と安らぎの環境を整える	24
第1節 公園・緑地の整備・維持・管理	24
第2節 リサイクル環境の整備	27
第3節 住環境の整備	30
第4節 消防・防災の推進	32
第5節 交通安全・防犯の推進	34
第6節 河川・海岸・砂防等の整備	36
第5章 「農漁商観」が融合した活力ある産業をつくる	38
第1節 農林業の振興	38
第2節 水産業の振興	42
第3節 商工業の振興	45
第4節 観光業の振興	47
第5節 企業誘致及び新規起業・就業の支援	52
第6章・地域の個性と魅力を磨いて交流を促進する	54

第6次島原市市勢振興計画・基本計画見直し

第1節 地域ブランドの確立.....	54
第2節 交流活動の推進.....	57
第3節 交流基盤の整備.....	59
第7章・生きる力と創造力を持った人を育てる	60
第1節 就学前教育の充実.....	60
第2節 義務教育の充実.....	62
第3節 高等教育の充実.....	66
第4節 生涯学習の充実.....	67
第5節 文化活動の充実.....	71
第6節 スポーツの充実.....	74
第8章・健康で生きがいある生活を支える	77
第1節 保健・医療の更なる充実.....	77
第2節 国民健康保険・国民年金制度の充実.....	81
第3節 高齢者福祉の充実.....	83
第4節 子育て支援の充実.....	86
第5節 障害者福祉の充実.....	91
第6節 低所得者福祉の充実.....	93
第7節 消費者教育・支援の充実.....	94
第8節 社会福祉の充実.....	95
第9章 自立した地域コミュニティづくりを支援する	97
第1節 コミュニティ活動の活性化.....	97
第2節 人権教育と男女共同参画の推進.....	100
第10章・市民に開かれた行政を運営する	102
第11章・持続的発展を目指した健全な財政を運営する.....	104
第12章・広域的な地域づくりを促進する	107
資料編.....	109

第1編 序論

第1章 市勢振興計画中間見直しの趣旨

1. 中間見直しの経緯

平成18年1月1日に旧島原市と旧有明町が合併して誕生した島原市は、平成22年3月に市町村建設計画を基本として、今後10年を見据えたまちづくりの指針となる第6次市勢振興計画を策定しました。第6次市勢振興計画では、「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原」を将来像に掲げ、「島原半島の中心都市づくり」「交通・情報ネットワークづくり」「安全・安心な暮らしづくり」「特色ある産業づくり」「健康で誇り高く暮らせる『ひとづくり』重視の都市づくり」の5つを都市づくりビジョンとして定め、施策を推進してまいりました。

第6次市勢振興計画は、将来像や都市づくりビジョン、施策の大綱などを定めた「基本構想」と、施策の目標、主要施策、事業の構想（計画）を体系的に組み立てた「基本計画」で構成され、計画期間は10年となっていますが、「基本計画」は、計画期間の中間時点で見直しを行うとされています。

2. 計画の構成と期間

計画期間は、平成22年から平成31年までの概ね10年間として、計画の目標年度を平成30年度としておりますが、基本計画については、中間時点で見直しを行うとされているため、平成31年までの計画を見直します。

3. 中間見直しにおいて踏まえるべき新たな視点

本市の人口は、少子高齢化の進展や若年層の人口流出などの影響により、昭和55年（1980）の58,890人をピークに減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、平成72年（2060）には、22,005人になると予想されています。

こうした中、平成26年11月に、「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本を維持していくため、市町村においても、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるよう努めることとされています。

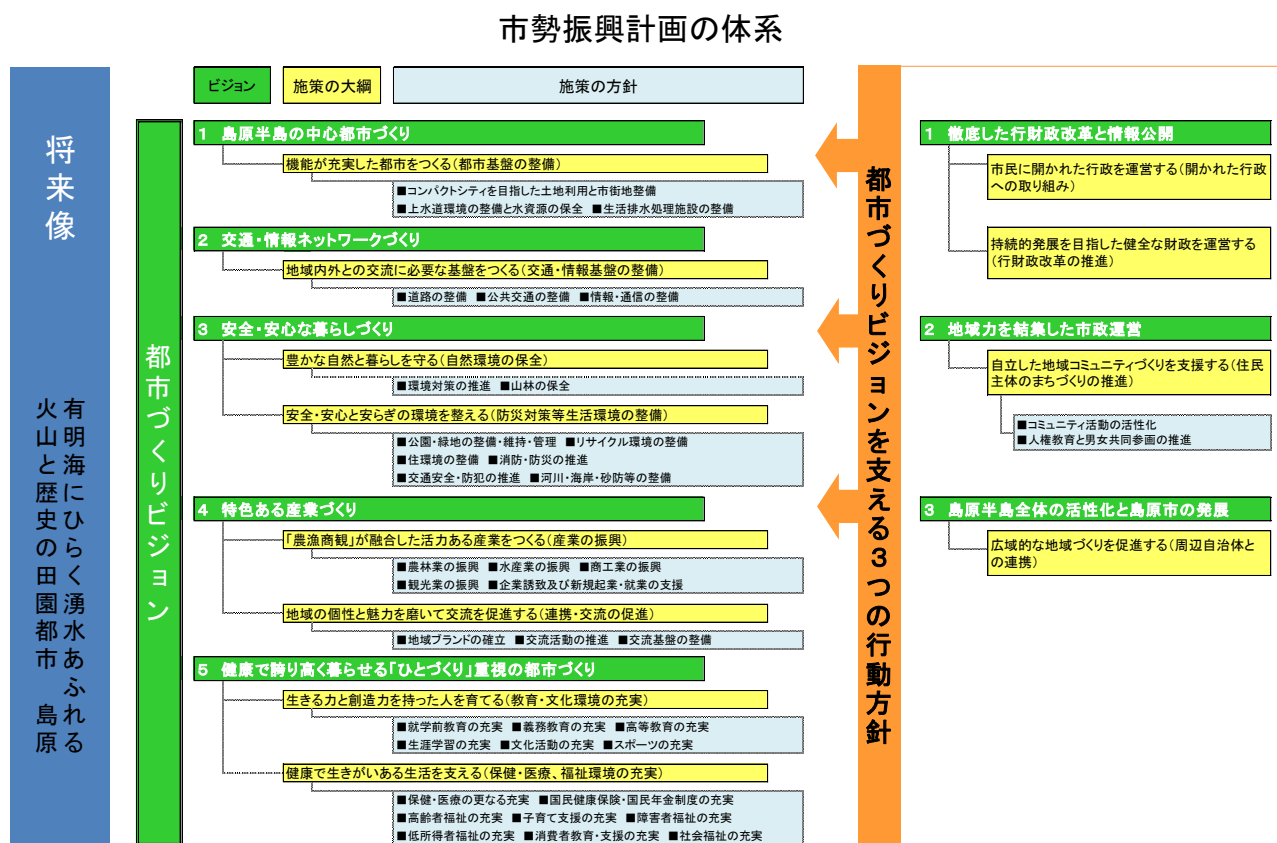
島原市においても平成27年10月に「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「湧水」を島原市のブランドイメージに掲げ、「しごとをつくり、

安心して働けるようにする」「新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」の4分野を政策の基本的な柱として、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年を計画期間として、具体的施策に取り組むこととしており、第6次市勢振興計画においても、これらの施策と整合性を図る必要があります。

第2章 島原市の基本方針

1. 市勢振興計画の体系

「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原」を将来像に掲げ、以下のような体系の下で5つの都市づくりビジョンと3つの行動方針を定め、12の施策を実施します。



第2編 基本計画（中間見直し）

第1章・機能が充実した都市をつくる

～ 都市基盤の整備 ～

第1節 コンパクトシティを目指した土地利用と市街地整備

1・現状と課題

本市では、都市計画区域（都市計画の基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲）として、市域の22.0%（面積：1,825ha）が指定されており、そのうち1,084haを用途地域に指定しています。

最近の土地利用の問題としては、市街地の周辺における大規模商業施設の進出や、複数の乗用車所有を前提とした戸建住宅の建設が進み、建築物の用途の混在や非効率と思われるミニ開発等による都市のスプロール化が挙げられます。また、中心市街地の一部は道幅が狭く、一方通行の道路が多い等、火災時等における緊急車両の通行に支障をきたしている地域が数多くあることも問題として挙げられます。

加えて、地籍調査については、有明地区は完了していますが、島原地区では未完了です。このため、島原地区においては、土地の境界が不明確であったり、土地の面積が必ずしも実態を正確に反映していない場合があります、土地取引等が円滑に進めにくい要因ともなっています。

本市の中心市街地においては、平成14年に策定した「島原市中心市街地活性化基本計画」に基づき、アーケード整備、道路の美装化、景観に配慮した建築物等への助成、高齢者向け優良賃貸住宅建設への支援、足湯の建設等を行ってきました。しかし、人口減少・少子高齢化やモータリゼーションの進展、消費者ニーズの多様化等の社会経済情勢の変化による空洞化の進行に歯止めをかけるまでには至っていないと思われます。

中心市街地は商業機能や都市機能、更には島原城や鯉の泳ぐまちをはじめとする観光機能等、様々な機能を担う重要な地区であり、各種機能の集約や増進を図り、より魅力ある市街地づくりを進める必要があります。

2・基本方向

本市では、指定された用途地域と現況の土地利用との乖離やミニ開発、未利用地の存在、大規模商業施設の郊外進出に伴う中心市街地における買い物客の

減少等が見受けられます。

このようなことから、商業施設や住宅、学校・病院といった公共公益施設などの機能を中心市街地に誘導し、機能が集中した「コンパクトシティ」を進めるため、また、自然、社会、経済、歴史等に配慮した上で、快適な生活環境づくりのために、効果的な土地利用を図ります。

そして、島原市中心市街地活性化基本計画の見直しによって、中心市街地の活性化を進めます。

3・施策の体系、内容

コンパクトシティを目指した土地利用と市街地整備

①地籍調査事業（重点事業）

各種公共事業の計画策定や土地取引の円滑化等のメリットがある地籍調査を推進します。地籍調査は、市町村建設計画においても、重点事業の一つとして位置づけられていますので、早期の調査完了が求められます。

②島原都市計画マスタープランの見直し（重点事業）

「島原都市計画マスタープラン」の見直しに合わせて、都市計画区域及び用途区域の見直しを行います。見直しに当たっては、無秩序な土地利用や開発の規制を考慮しながら都市計画区域、準都市計画区域の検討を進めることが求められます。

③中心市街地活性化基本計画の見直し（重点事業）

商業施設や住宅、学校・病院といった公共公益施設などの機能や福祉医療、教育・文化、娯楽等の集積や増進を図るため、多種多様な関係者の意見を聴きながら、平成14年に策定した「島原市中心市街地活性化基本計画」の見直しを進めます。高齢者や車のない人も安心して暮らせるような「コンパクトシティ」を目標としたまちづくりを目指します。

④まちづくり景観施策等の推進（重点事業）

住民や来訪者にとって魅力ある環境を形成するために、景観に配慮したまちづくりを進めることが求められています。本市全体で美しい都市景観を形成するために、「景観計画」の拡充を進めます。

⑤国土利用計画の策定

国や県の国土利用計画を踏まえ、国土利用計画法に基づく本市の土地利用計画を策定し、将来の計画的な土地利用の指針とします。

⑥市街地の再開発（土地区画整理事業等）の推進

地域の防災性の向上や、土地の高度利用を目的として、平成26年度で安中土地区画整理事業を完了いたしました。また、計画決定から未着手のまま長時間を経過した中央第一地区と外港地区の土地区画整理事業については、事業の評価や説明会を行い、事業計画を見直しました。なお、土地区画整理事業等による市街地の再開発事業の推進に当たっては、地権者との合意形成に十分時間をかけた上で、総合的なまちづくりを一体的に進めます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
地籍調査事業	調査進捗率	38.6%	H21	46.1%	52.8%	H30
まちづくり景観施策等の推進	道路美装化実績 【総合戦略】	4,268 m ²	H17	4,811 m ²	4,912 m ²	H30

第2節 上水道環境の整備と水資源の保全

1・現状と課題

本市の上水道は、地下水を水源としています。本市における上水道・簡易水道の普及率（行政区域内人口に対する給水人口の割合）は平成26年度末で98.5%となっています。

本市の上水道・簡易水道の有収率（供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合）は74.4%と、全国の90.2%に比べ大きく下回っています。有収率低下の主な要因は、配水管の老朽化に伴う漏水等が挙げられます。

配水管の総延長は、平成26年度末時点において島原地区で181km、有明地区で129kmとなっています。そのうち配水管の更新状況は、島原地区では153km（84%）が更新済みであり、毎年平均約4.4kmの布設替えを実施しています。有明地区では平成21年度から5カ年の簡易水道統合事業等を行い、殆ど更新されていない状態から58km（45%）が更新済ではありますが、残りの配水管についても計画的な更新が必要であります。

配水管の老朽化による有収率の低下は、島原の貴重な地域資源の浪費ともなるため、配水管の更新・整備を進めることが求められます。また、配水管の更新・整備を進める上では、地域住民の理解を得ながら実施していく必要があります。

また、本市では、道路に埋設されている個人給水管の老朽化による漏水も見られます。個人給水管（公道又は私道布設分）のうち、布設後20～30年が経過しているものが延べ約30km存在している状況です。個人給水管は設置者個人の財産で、所有者が管理するのが原則であります。有収率向上対策として、個人給水管の漏水修繕における管理区分を変更し、これまで敷地境界までとしていたところをメーター器までに変更し対応しているところです。

本市では、平成19年度に水道事業の将来構想、事業運営の指針となる基本計画（平成23年度改定）を策定し、平成26年度から高度浄水施設等整備事業及び簡易水道再編推進事業を実施しています。また、上の原水系と安中水系の老朽化に伴う施設更新、有明地区の配水管更新にも対応していく予定です。

定住促進のためにも水道未普及地域の解消、並びに安全でおいしい水道水の安定供給と安心できる水道料金を維持するため、適正な保守管理による施設の延命化を図り、維持管理コストの低減を図ります。

また、湧水も島原を代表する貴重な資源ですが、湧水枯れがみられるといった指摘がなされています。本市では、島原市地下水保全要綱の制定や、定期的な湧水の実態調査を実施してきましたが、今後も引き続き湧水の現状把握に加

え、湧水の保全や利活用についても検討していく必要があります。

2・基本方向

老朽化した配水管の更新・整備を進めます。また、島原の魅力の一つである湧水の保全・利活用を進めます。

3・施策の体系、内容

上水道環境の整備と水資源の保全

①配水管更新事業（重点事業）

水道事業の基本計画（マスタープラン）に基づき、配水管の更新を実施します。配水管の更新には多額の費用がかかるため、地域住民に更新事業への理解を得ながら、状況に応じて水道料金の値上げも検討します。

②市民への情報提供の推進

市民の水道事業への理解や節水意識を高めるため、本市の上水道・湧水の現状等について、市民に情報を提供します。道路布設分の個人給水管の維持管理についても情報提供を行い、更新・整備を促進します。

③湧水の保全・活用

湧水量等を調査する湧水地実態（現況）調査を継続し、本市における湧水の現況を定期的に把握します。また、湧水の利活用の方策や、湧水枯れ等の状況によっては湧水利用の制限についても検討します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
配水管更新事業	有収率	75.6%	H20	74.4%	80.0%	H30
	配水管更新率 【総合戦略】	旧島原市 70% 旧有明町 3%	H19	69.2%	85%	H30
					86%	H31

第3節 生活排水処理施設の整備

1・現状と課題

本市における汚水処理人口普及率（処理区域の人口のうち、汚水処理施設を利用することが可能となった区域内に居住している人口の割合）は、年々増加しており、平成26年度で40.2%となっています。しかし、県内の平均は78.1%であり、今後更なる普及率の向上が求められています。また、有明海海域における水質が環境基準を超える結果となっているため、本市は平成18年9月に「有明海生活排水対策重点地域」に指定されており、早急に生活排水対策に取り組む必要があります。

本市では、これまで浄化槽の設置による汚水処理が中心であり、公共下水道の整備は未着手となっています。昭和55年に公共下水道事業基本計画が策定されましたが、第5次市勢振興計画の期間において、着手されていません。公共下水道の整備が未着手となっている主な理由としては、公共下水道整備には大きな財政負担が必要となり、第5次市勢振興計画では、火山噴火災害の対応を優先させたことが挙げられます。しかし、公共下水道の整備は、市民からは生活・観光のインフラとして、早期着手が強く求められています。

現在は、浄化槽の設置を中心として汚水処理が進められていますが、住宅や事業所が連たんする市街地では、浄化槽を設置するよりも、公共下水道による汚水処理が効率的な方法といえます。一方、農村部等住宅のまばらな地域では、逆に公共下水道の整備にコストがかかるため浄化槽による対応が望ましい方法であるといえます。公共下水道、浄化槽に関わらず新しい汚水処理施設の導入には、公的な費用だけでなく個人の初期費用負担が発生するため、市民の理解と協力を得ることが重要な課題となります。

し尿処理については、島原地区ではし尿処理施設「島原市浄化苑」に搬入して処理しています。浄化苑は建設後35年が経過しており、設備の老朽化が進んでいます。また、搬入率も144%と処理能力を大幅に超過している状況にあります。仮に施設が停止した場合、市民生活や自然環境に及ぼす影響は大きいことから、早急に更新・整備を進めることが求められます。

有明地区では、南高北部環境衛生組合による広域処理施設「グリーンハット環境センター」に搬入して処理しています。同施設も老朽化していたため、同組合では平成17年度から3カ年で「汚泥再生処理センター」を建設し、平成20年度から供用を開始しています。

2・基本方向

地域の状況に応じた生活排水処理施設の整備を進めます。また、老朽化したし尿処理施設については、建て替えを進めています。

3・施策の体系、内容

生活排水処理施設の整備

①下水道・浄化槽等整備（重点事業）

市街地においては、市民へ污水事業に関する情報提供を行い、財政負担、利用者負担を明示して住民の理解を得ながら、公共下水道整備を推進していきます。周辺地域においては、財政負担を考慮し、浄化槽による整備を推進します。また、浄化槽については、浄化槽を適切に管理してもらうため、継続して保守点検や清掃、法定検査等の啓発事業を実施します。

②汚泥再生処理センター整備（重点事業）

現在稼働中の「島原市浄化苑」は、老朽化が進んでいることに加えて処理能力を超過している状況にあるため、早急に「汚泥再生処理センター」を建設中であり、平成29年3月に完成予定となっています。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
下水道・浄化槽等整備	污水处理人口普及率	43.5%	H20	40.2%	61.0%	H30

※長崎県浄化槽等処理人口調査に基づき、平成22年度からは污水处理人口普及率の算出方法を変更しています。

第2章 地域内外との交流に必要な基盤をつくる

～ 交通・情報基盤の整備 ～

第1節 道路の整備

1・現状と課題

本市では、高規格幹線道路「九州横断自動車道」へ連絡する、地域高規格道路「島原道路」が建設中です。島原市内では、既に南島原市深江町から島原市秩父が浦町までの「島原深江道路」と「島原中央道路」及び「がまだすロード」の11.3km等が供用開始されており、出平有明バイパス等が事業化されています。現在、深江・島原から諫早までの所要時間は90分程度ですが、島原道路が全線開通した場合には、40分程度に短縮されることが見込まれます。

本市における主要道路は、東部を南北に縦貫する国道251号です。国道は、この他に国道57号があり、また県道は愛野島原線、島原湊停車場線、野田島原線、千本木島原港線、礪石原松尾町停車場線の5本があります。国道251号は朝夕に渋滞が発生しやすいため、島原中央道路や生活道路等、市内を南北に結ぶ道路の早期整備が課題となります。

市内の国道・県道の整備状況をみると、国道の改良率（5.5m以上）は100%、及び歩道設置比率は90.7%、県道の改良率は76.8%、及び歩道設置比率は28.2%となっています（国土交通省「道路交通センサス」（平成22年））。県道については整備の水準が場所によって大きく異なっていることが課題となっています。

市道は、1,429路線あり、総延長は562,974mです（平成27年4月1日現在）。市道の整備状況は、舗装率が約94%、改良率が約53%となっており、道路の改良が進んでいないことが課題となっています。

市が管理する橋りょう272橋については、橋りょう長寿命化修繕計画を平成26年度末に策定し、その計画に基づき橋りょうの修繕工事を進めることになっています。

都市計画道路については、県で策定された「都市計画道路の見直しガイドライン」を基に見直しを行い、平成27年12月末では、都市計画で決定されたものが19路線・37,390mであり、このうち延長31,508mが整備済みであり、整備率が84%となっています。都市計画道路のうち、島原中央道路の島原外港インターチェンジの取り付け道路となる、親和町湊広場線、安徳新山線、霊南山ノ神線、そして新山本町線については、市街地へのアクセス向上、交通混雑の解消、中心市街地の活性化を図る道路として期待されるため、整備

を進めることが求められています。

また、本市では、高齢化の進展に伴って、高齢者による自転車やシニアカーの利用者、歩行者といったいわゆる「交通弱者」が増加しています。現在、新しく整備する道路の歩道整備については、傾斜を緩やかにした「セミフラット」による整備を進めていますが、既存の道路の歩道を改善する場合は、様々な問題により、対応に時間がかかることが多くなっています。

2・基本方向

市民生活の利便性の向上や産業の発展、交流人口の増加において、道路網は最も重要な基盤の一つとなります。島原道路の出平有明バイパスの整備促進、島原市有明町から雲仙市吾妻町間の早期事業化や国道・県道における歩道整備について、国や県に早期の実現を要望します。また、都市計画道路の整備と交通弱者に配慮した歩道整備を進めます。三県架橋構想実現に向けても引き続き取り組みを推進します。さらには、地域産業を活用した物販加工施設や体験施設等の機能を有する、目的を持って訪れる人を優先した、目的型の「道の駅」設置に向けた検討を行います。

3・施策の体系、内容

道路の整備

①地域高規格道路「島原道路」の整備（重点事業）

島原道路が完成した場合、本市と県央地域等他地域との連携強化や、救急医療体制の連携強化、国道251号のバイパス機能の強化、島原半島全体の活性化等、様々な効果が期待できます。国や県に積極的に働きかけることで、島原道路の出平有明バイパスの整備促進、島原市有明町から雲仙市吾妻町間の早期事業化を図ります。

②国道57号及び国道251号の改良整備（重点事業）

国道57号及び国道251号は、本市の市街地を通過する重要な道路ですが、一部で歩道が整備されていません。歩行者や自転車等の交通量を把握した上で、国や県に対して歩道整備を要望し、混雑の緩和を図ります。

③県道の改良整備（重点事業）

県道愛野島原線、野田島原線等、道路の改良が進んでいない県道については、改良工事を県に対して働きかけます。

④都市計画道路の見直しと整備（重点事業）

現在計画されている都市計画道路については、平成18年8月に長崎県が策定した「都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき見直しを行いました。今後は、市街地へのアクセス向上、交通混雑の解消、中心市街地の活性化を図る道路として期待される親和町湊広場線、安德新山線、霊南山ノ神線、新山本町線の整備を進めます。

⑤市道の改良整備（重点事業）

市道については、道路の改良や舗装工事などを実施するとともに、老朽化した橋りょうや道路照明灯などの修繕も併せて整備を進めます。

⑥交通量調査の実施と狭い道路の離合場所の確保

市内の道路の一部には、車の離合が困難な狭い場所、歩道の段差等がみられます。交通安全総点検等の道路診断により、狭い道路の角きり、歩道の拡張・段差の解消、照明灯、防護柵、道路反射鏡等の交通安全施設の整備を進め、誰もが安全に安心して通行できる道路づくりを実施します。

⑦道路情報板と交通安全施設の整備

国道と県道については、通行止め、迂回路、渋滞の状況、気象情報、火山情報等の情報をリアルタイムで提供する道路情報板の整備を国や県に働きかけます。市道については、道路照明灯、区画線、道路反射鏡、ガードレール等の交通安全施設を設置し、道路の安全確保に努めます。

⑧住民との意見交換の場の検討

今後、道路・歩道整備を進める際には、実際に道路を利用している人、特に高齢者や障害者といった交通弱者の意見を反映させることが必要になるため、地域の道路・歩道整備についての意見交換の場を検討します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
都市計画道路の見直しと整備 【総合戦略】	都市計画道路整備計画の進捗率	57.0%	H19	67.3%	84.0%	H30
市道の改良整備 【総合戦略】	市道改良率	50.0%	H20	52.6%	55.0%	H30

第2節 公共交通の整備

1・現状と課題

本市には、島原鉄道やバス、高速船、フェリーといった公共交通機関があります。

島原鉄道は、JR 長崎本線諫早駅を起点として、雲仙市と本市の海岸沿いを運行する、島原半島東部の代表的な旅客輸送ルートとなっています。しかしながら、人口減少やモータリゼーションの進展等により、利用者が減少し、島原鉄道は、平成20年4月1日に、島原外港駅から南島原市の加津佐駅まで（南線）の35.3kmを廃止しました。

バスは、島原鉄道株式会社が運行していますが、鉄道と同様に、利用者が減少傾向にあります。

高速船、フェリーについては、島原港と三池港との間に一日往復4便の高速船が、また熊本港との間に一日往復17便のフェリー（九商フェリー10便、熊本フェリー7便）が就航しています。高速船とフェリーの乗込人員は年々減少しており、また、乗降車両台数は、平成14年の27.4万台以降、ゆるやかに減少しています。

また、このような多様な公共交通機関を有していますが、観光資源や地域戦略との連携が十分に図られていないため、九州新幹線西九州ルートの開業を見据え、魅力的な地域資源を活かした広域的な交通網の整備を進めるとともに、核となる島原鉄道の魅力を全国に発信し、交流人口の拡大を図る必要があります。

2・基本方向

行政、交通事業者、地域住民が一体となって、地域の特性や実情に即した公共交通のあり方の検討を進めるとともに、広域的な視点や観光やまちづくりと連携した利便性の高い公共交通網の構築を図ります。

島原鉄道については、沿線自治体と連携して、島原鉄道の経営安定化や輸送サービスの向上、島原鉄道の歴史やオリジナルストーリーを磨き上げ、島原鉄道の維持・発展に向けた各種支援を実施します。また、高速船、フェリーについては、島原港の利便性を高めることにより、利用促進を図ります。

3・施策の体系、内容

公共交通の整備

①公共交通体系の確立（重点事業）

住民の利便性を向上させるため、本市、島原鉄道をはじめとした公共交通機関及び地域住民が一体となって、今後の地域の特性や実情に即した公共交通体系の確立を図ります。また、市域を超えた広域的な視点や九州新幹線西九州ルートの開業を見据え、地域の魅力的な地域資源を活かした観光やまちづくりの各種施策と連携した利便性の高い公共交通体系を構築することにより、交流人口の拡大を図ります。

②JR九州との相互乗り入れの実現

福岡方面や長崎方面からのアクセスの利便性を増すために、島原鉄道とJR九州の相互乗り入れ実現への支援を図ります。

③島原鉄道に対する支援

沿線自治体及び県と連携して、鉄道輸送の安全性の向上と島原鉄道の維持・発展に向けた支援を図るとともに、島原鉄道の歴史や地域の特性を活かしたオリジナルストーリーを磨き上げ、旅行商品の造成や1号機関車をモチーフにした観光列車の導入を進め、効果的なマスメディア戦略により島原鉄道を全国ブランドの鉄道へと展開を図ります。

④島原港の利便性向上

高速船、フェリーの乗降人数を増やすためには、市民の利用者を増加させることに加えて、本市を訪れる観光客を増やすことが必要です。

島原半島と対岸の熊本・大牟田・天草の両地域は、世界ジオパークや明治日本の産業革命遺産、長崎の教会群とキリスト教関連遺産の世界遺産候補など世界に誇る魅力的な地域資源を有しており、これら資源と有明海航路を最大限に活用し、地域が一体となった情報発信や周遊ルートの構築、新たな旅行商品の開発などにより航路の利用促進と利便性の向上を図ります。

⑤港湾の維持・補修

高速船、フェリーの運航を確保するため、今後も島原港の維持・補修を続けます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
島原鉄道に対する支援	島原鉄道の利用者数	1,443 千人/年	H20	1,509 千人/年	1,500 千人/年	H30
島原港の利便性向上	島原港の乗降客数	831 千人/年	H18	722 千人/年	750 千人/年	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26の数値	将来の数値	
1号機関車をモチーフにした観光列車の導入	鉄道による観光入込客数	12千人	16千人	H31
半島内公共交通の再編による利便性向上	バスによる観光入込客数	12千人	14千人	H31
	航路による観光入込客数	1,258 千人	1,408 千人	H31

第3節 情報・通信の整備

1・現状と課題

本市は、平成8年度のホームページ開設以来、ケーブルテレビ回線を市の情報基盤の基本的インフラとして利用してきました。この基盤を活用し、平成13年度以降、市の主要施設や学校等でのインターネット接続環境や庁内 LAN を整備、平成16年度には、全国の地方公共団体を結ぶ LGWAN（総合行政ネットワーク）へ参加し、合併時には、島原・有明両庁舎間を専用の光ファイバーで接続するなど所要の整備を進めてきました。

本市においては、民間事業者による情報通信網の整備も進められています。携帯電話の高速通信エリアは市内の概ねの地域をカバーしており、平成27年には全域が光ファイバーによる超高速ブロードバンドサービスの提供エリアとなったことで、長年の懸念であった旧市・旧町の格差も解消されつつあります。

情報・通信のインフラを活用した地域情報化については、ホームページやメールマガジンなどパソコン・インターネットを使った情報提供や、市民への行政情報や防災情報の伝達手段として活用できるコミュニティ FM 放送を基盤とした情報発信を推進しています。

Facebook（フェイスブック）など近年の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の充実や、スマートフォンに代表される携帯端末の普及等に伴い、より新鮮な、魅力のある島原市の情報発信に努め、あわせて情報発信に関心のある市民の方々に「島原情報マイスター」に認定するなど、市民目線の情報発信も行っています。

平成28年1月からは、情報通信技術を活用した『社会保障・税番号（マイナンバー）制度』もスタートしました。マイナンバー制度においては、添付書類の削減など利便性の向上や行政の効率化が見込まれる一方、大規模な情報漏えいなどの事件が発生したことにより、コンピューターの安全性、すなわち情報セキュリティも大きな関心を集めています。

2・基本方向

本市の情報基盤のインフラ整備については、市民のより豊かで、安全な市民生活を実現することを目的に、電子市役所の実現を目指します。また、地域情報化については、既存のコミュニティ FM 放送や、地域児童見守りシステムなどの運用を引き続き行っていくとともに、福祉や医療等における様々なケースでの活用を検討していきます。また、平成27年度から開始された「社会保障・税番号（マイナンバー）制度」への対応を進めます。その際には、情報資産の安全性に留意し、情報セキュリティ対策を適切に講じていきます。

3・施策の体系、内容

情報・通信の整備

①地域イントラネット整備事業（重点事業）

電子市役所の実現を目指すために、電子申請・届出システムなどのシステム整備や、市民が情報を多様な手段で広く享受できるような仕組みを構築することで、地域イントラネットの整備を引き続き進めます。

②コミュニティ FM 放送の活用

市民に対する行政情報をはじめ、防災情報等の提供については、コミュニティ FM 放送を活用して、一層の市民サービスの充実に努めます。コミュニティ FM 放送の運用に当たっては、引き続き地域住民に密着した魅力ある番組を提供し、情報発信に努めます。

③情報化推進基本計画

全国の地方公共団体では、電子自治体の構築に関するビジョンや戦略・目的等を明確にするとともに、年次計画やスケジュール等の具体的なアクションプランを提示することが望ましいとされています。周辺自治体での取り組みを考慮しながら、アクションプランである情報化推進基本計画の策定を目指します。

④庁内総合情報システムの構築と「社会保障・税番号（マイナンバー）制度」への対応

庁内の情報化については、庁内 LAN の整備や LGWAN への参加等により事務効率化を進め、旧式の住民情報系システムを新システムに更新するなどさまざまなシステムの導入を進めてきました。今後は、いっそうの事務効率化と市民向けのサービスの向上のため、「社会保障・税番号（マイナンバー）制度」への対応を、情報セキュリティの面にも十分配慮しつつ進めます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成 26 年度末の数値	将来の数値	
地域イントラネット整備事業	各種申請・届出や公共施設の予約等における電子システムの導入・整備	検討中	H21	一部導入済	導入	H30

第3章・豊かな自然と暮らしを守る

～ 自然環境の保全 ～

第1節 環境対策の推進

1・現状と課題

世界的な環境問題への関心が高まる中で、環境に対する市民の意識は向上しています。島原地域一市五町合併協議会の「まちづくりアンケート」における「自然環境の保全」の結果をみると、現状に対する満足度は36項目中10位、施策・事業の優先度は36項目中2位と、地域住民の環境に対する関心の高さがうかがえます。しかし一方で、ごみのポイ捨てや山間部等での不法投棄の問題等、一部の市民や事業者のモラル・マナーの低下も指摘されており、必ずしも意識の高まりと実際の行動が一致していない状況も見られます。まちの美観や環境を保つためには、市民一人ひとりのモラル・マナーの向上が重要となります。

本市における平成26年度の公害苦情受理件数は109件ですが、工場や事業所を発生源とする公害に関する苦情及び排出基準値違反は少ない状況です。本市において公害防止協定を締結している事業所は50件です。全国的に環境に関する法的規制が強化されていますので、今後とも協定の締結を推進するとともに、排出基準の監視を続ける必要があります。

近年、水道の水源として利用されている地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素の濃度が高くなる傾向にあり、一部では環境基準値の超過も確認されました。一般的に、硝酸性窒素等による地下水汚染の主な原因は、農業による施肥（栽培する植物に肥料を与えること）、畜産による家畜排せつ物、生活排水等であると考えられています。

地下水は本市の魅力の根幹の一つであり、なおかつ生活に密着していることから、緊急の汚染対策が求められます。本市では、県、関係団体、有識者等により設置された「島原半島窒素負荷低減対策会議」と連携し、飲用水の安全対策、窒素負荷低減等について対策を協議し、順次実施しております。

市民の環境改善活動を促進するためには、既存の啓発活動だけではなく市民の自由な発想によるアイデアを生かしつつ戦略的に取り組み、「ごみを捨てないことが常識」となるような意識づけへの取り組みが求められます。

島原半島は、豊かな自然資源に恵まれた地域ですが、太陽光発電の設置促進や温泉バイナリー発電など各自治体でいくつかの取り組みが行われているものの、多くの自然資源が未だに未利用のままです。今後、半島3市の協働により

未利用資源を有効活用することで温室効果ガスの大幅な削減を図る必要があります。

2・基本方向

公害や環境汚染に対する監視・指導を引き続き推進します。また、市民のモラル・マナーの向上を図るとともに、市民や企業等が取り組む環境保全活動の支援を行います。

更に、市民・企業・行政が一体となり、本市の環境保全に取り組むための指針づくりについても検討します。

また、低炭素社会の実現を目指し、島原半島3市による「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業を推進します。

3・施策の体系、内容

環境対策の推進

①島原半島窒素負荷低減計画の推進（重点事業）

地下水汚染については、島原半島窒素負荷低減計画に基づいた対策を推進します。また、地下水汚染の現状についての情報を公開していくとともに、飲用不適となった井戸のある世帯については、上水道への切替の必要性を周知・徹底します。

また、地下水の保全を図り、豊かで潤いのある市民生活に必要な水を確保し、かけがえのない貴重な資源として後世に引き継ぎます。

②環境保全意識向上のための啓発活動の展開（重点事業）

市民や事業所の環境保全意識やモラル・マナーを高めるため、様々な機会、媒体を利用して啓発・広報活動を実施します。

また、市民・事業者の連携・協力により、温暖化対策の啓発活動を推進し、家庭でできるエコドライブ、マイバッグ、エコクッキングなどの浸透を図ります。

③公害や不法投棄の防止に向けた監視・指導

事業所等との公害防止協定の締結を推進し、それに基づく監視・指導を継続します。また、悪質な公害・不法投棄に対しては、各機関や市民団体等と連携して、監視体制を強化しており、引き続き実施していきます。

④市民による自然保護・環境保全活動の支援

市民の自然保護・環境保全活動等を促進するため、各町内での清掃活動に対する奉仕袋の支給やゴミの回収、犬のフン等の放置にかかるマナー啓発等の各種

広報や支援を実施します。

⑤低炭素社会の実現

島原半島3市による「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業に取り組みます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
島原半島窒素負荷低減計画の推進	硝酸性窒素等の濃度の環境基準超過率 【総合戦略】	58.8%	H20	64.7%	50%以下	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名・指標名	H26の数値	将来の数値	
半島3市による「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業の事業化	—	事業化を目指す3項目の中で、1項目の事業化を実現させます ①家畜バイオマス事業 ②木質バイオマス事業 ③レンタサイクル事業	H31

第2節 山林の保全

1・現状と課題

本市の林野面積は、3,624ha（農林水産省「農林業センサス」（平成22年））あります。森林は、治山・治水等において、多面的な機能を果たすものであり、土砂災害から市民の生活を守るために必要なものです。また、国土保全や水源涵養機能、自然景観の構築の面からみても、重要なものとなっています。

本市の森林は、雲仙・普賢岳の火山噴火災害によって大きな被害を受けましたが、森林復旧のための治山事業や普賢岳山腹でのヘリコプターによる航空緑化、植林による緑化等により、年々緑が復元しています。

2・基本方向

すべての市民が安心して暮らせるように、森林環境の保全・育成を図ります。松くい虫による被害については、現在実施している対策を引き続き進めます。

3・施策の体系、内容

山林の保全

①森林環境の保全

森林環境の保全・育成を図るため、治山事業や保安林、水源涵養林の整備、計画的な下刈や枝打、間伐等を推進します。

②松くい虫被害対策

松くい虫駆除のための薬剤散布や、被害木の伐採により、健全な松林の育成を進めます。

第4章・安全・安心と安らぎの環境を整える

～ 防災対策等生活環境の整備 ～

第1節 公園・緑地の整備・維持・管理

1・現状と課題

第5次市勢振興計画では、国民の共通財産にふさわしい価値を持つ都市を目指すという意味を込め、「火山とともに生きる湧水と歴史の国民公園都市」を将来像として、火山噴火災害からの復興のための共通理念として掲げ、公園・緑地等の整備を行ってきました。

本市における公園・緑地等の整備状況は、平成27年3月末現在で島原総合運動公園、島原城跡公園、ひょうたん池公園をはじめ64カ所・43.04haの都市公園と、児童遊園地等26カ所・7.03haの都市公園以外の施設があります。また、その他にも舞岳自然公園、有明の森フラワー公園、有明の森運動公園等22カ所、75.61haの公園・緑地があります。

しかしながら、一部利用者のマナーの悪さや、公園を継続的に管理するための財源やマンパワーが限られている等の問題が指摘されており、公園整備後の利用・管理にも課題があります。

将来的に人口減少や少子高齢化の進展、本市の厳しい財政状況の中で、公園の整備については、より慎重な検討が必要です。また、公園の利用状況や利用する人々のニーズに応じ、既存の公園を安全で安心して快適に利用できるものにするために、専門技術者による定期点検や公園管理者が行う日常点検を充実させるなど、新たな維持・管理の手法を取り入れることが必要です。

また、島原城周辺の景観の阻害要因となっている電柱・電線については、無電柱化について検討することが必要です。

2・基本方向

限られた財源・マンパワーの中で公園管理を行っていくために、公園の維持・管理への住民参加を推進するとともに、管理を担う住民の創意工夫に合わせた柔軟な支援を実施します。また公園の美観を維持し、気持ちよく公園を利用できる環境をつくるために、公園利用者のマナー向上を促します。

島原城周辺の電柱については、景観の向上等のため無電柱化を図ります。

3・施策の体系、内容

公園・緑地の整備・維持・管理

①公園等の整備（重点事業）

└県営百花台公園整備事業の推進

長崎県において決定された広域公園「百花台公園」については、市の重要な施設として位置づけ、事業の推進を図ります。また、公園や街路等の空きスペースに植樹等を行うことで、憩いの空間として活用することを検討します。

公園は防災活動のオープンスペースとしても活用できることから、避難計画と合わせて適切な配置を検討します。また、より市民が利用しやすい施設になるよう配慮に努めます。

②まちじゅう公園づくりマスタープランの策定（重点事業）

本市は、緑と湧水・清流に恵まれ、国の文化財として登録されている歴史的に価値ある民家等がある情緒あふれる地域であるため、公園の整備や維持・管理については、市民の手による計画と管理体制を踏まえた「まちじゅう公園づくりマスタープラン」の策定を推進し、各地区の公園整備や街路緑化の計画的な推進を図るとともに、市内各所に緑と憩いの場所を形成して、市民と訪問者の双方が心地よく過ごせる空間づくりを行います。

策定に当たっては、地域住民や公園利用者等の声を反映させながら、地域住民が自ら管理し整備を行っていくコミュニティ公園づくりの推進や地域コミュニティ活動の一環である公園美化運動等の支援等、地域住民による公園の維持・管理の手法を含め、地域に根付いた公園づくりの検討をします。

③市民参加による維持・管理の推進

市民参加による公園の維持・管理を推進するために、愛護団体制度等の周知及び普及に努めます。

④公園利用者へのマナーの周知

公園の美観を維持し、気持ちよく公園を利用できる環境をつくるために、公園利用者へのマナーの周知を実施します。

⑤島原城周辺の無電柱化

島原城周辺の電柱については、景観の向上等のため無電柱化を図ります。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
公園等の整備 【総合戦略】	都市計画区域人口一人当たり都市公園面積	11.79 m ²	H20	12.88 m ²	13.00 m ²	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26の数値	将来の数値	
島原城周辺の無電柱化	無電柱化の整備進捗率	0%	100%	H31

第2節 リサイクル環境の整備

1・現状と課題

本市におけるごみ排出量は、平成13年度をピークに緩やかに減少しており、特に不燃ごみの減少割合が大きくなっています。しかし、ごみ排出量の総量では、ピーク時の平成13年から19.8%減少したのにとどまっており、大幅に減少したとは言い難い状況です。

本市におけるごみ処理は、周辺自治体等との協力により行われています。可燃ごみは、中継施設である「東部リレーセンター」へ一旦搬入後、諫早市にある「県央県南クリーンセンター」へ移送し処理をしています。不燃ごみ・資源ごみは、「島原リサイクルプラント」で中間処理した後、島原地域広域市町村圏組合で処理したり、リサイクルできるものはリサイクル協会等に引渡し、有効資源のリサイクルに努めています。また、リサイクルできない最終残渣物は、「広域クリーンセンター」で埋立て処分しています。現在「広域クリーンセンター」の埋立容量が残り38%と少なくなっていることから、破碎処理等により同センターの延命化を図っております。

本市では、生ごみたい肥化容器の購入者への補助や、ごみ再資源化推進報奨金制度の制定等、市民のリサイクル活動を支援してきました。市民のごみ減量・リサイクル活動では、個人・組織を問わずマイバッグ運動をはじめとした様々な取り組みが行われています。しかし、これら市民による活動は、一部の動きにとどまっており、活動が全市的には広がっていないとの指摘もあります。ごみ減量・リサイクルを実現するには、市民一人ひとりの力が必要となるため、草の根の活動を啓発・推奨していくことが求められます。

また、市民に正しいごみの出し方が十分に周知されていないといった指摘もあります。市民一人ひとりに正しい分別方法やごみの出し方・ルールを周知することで、ごみ処理の効率化を図っていくことが求められます。

一般廃棄物については、ここ数年の状況を見ると、排出量は減少傾向にあるものの微減にとどまっており、リサイクル率は横ばい状態となっています。循環型社会の形成を図るうえで必要不可欠な、ごみの減量化と再資源化のさらなる強化が必要です。

2・基本方向

市民や企業等との協働によるごみ減量・リサイクル活動を推奨・促進するとともに、各種支援制度の周知・利用促進を図ります。また、市民一人ひとりにごみの出し方・ルールを周知します。

3・施策の体系、内容

リサイクル環境の整備

①ごみ減量・リサイクル活動の推奨・支援

市民や企業等が実施するごみ減量・リサイクル活動を推奨・促進します。また、地域・行政・企業の連携によりごみ減量・リサイクル活動を推進します。現在行われている生ごみたい肥化容器の購入者への補助や、ごみ再資源化推進報奨金制度については、引き続き周知を行い、利用向上に努めます。ごみ処理については広域圏組合や構成市と協力して、ごみ減量に向けた取り組みを実施します。

市民一人ひとりに正しい分別方法やごみの投げ捨て防止、正しいごみの出し方・ルールを周知し、市民の環境モラル意識を高めていながら、ごみ処理の効率化や不法投棄の防止に努めます。

②広域クリーンセンターの延命化

不燃物最終処分場「広域クリーンセンター」の延命化のため、市民のごみ減量・リサイクル活動を促進するとともに、埋立処分をする廃プラスチック等の破碎処理などを講じて、更なる延命化に努めていきます。

③ごみの出し方やルールの周知徹底

市民一人ひとりに正しい分別方法やごみの出し方・ルールを周知し、ごみ処理の効率化や不法投棄の防止に努めます。また、ごみ処理にかかる財政的な負担について市民に情報提供することで、市民の環境意識を高めていきます。

④リサイクル先進地を目指す資源循環活動の促進・支援

ごみ回収の新しい仕組みや、資源ごみの活用、様々な主体の連携によるリサイクルの仕組みづくり等、市民が主体となって実施する資源循環活動を促進することで、リサイクル先進地を目指します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
ごみ減量・リサイクル活動の推奨・支援 【総合戦略】	年間ごみ排出量	21,319 トン	H20	20,342 トン	17,386 トン	H30
					17,054 トン	H31
	総資源化量			4,308 トン	4,400 トン	H31
リサイクル先進地を目指す資源循環活動の促進・支援 【総合戦略】	ごみの資源化率 (資源ごみ/全ごみ)	20.5%	H20	21.2%	25.2%	H30
					25.8%	H31

第3節 住環境の整備

1・現状と課題

全国的に高齢化が進展しており、本市においても例外ではありません。本市の高齢者（65歳以上）のいる一般世帯の割合は、平成22年（国勢調査）には50.8%に達し、島原半島三市の中では最も低いものの、県平均や県内の主要都市の中でみると高い水準です。

本市では高齢化に対応するため、地域住宅計画(HOPE計画)において、平成8年度より地域高齢者等住宅計画推進事業（島原市バリアフリー賞の顕彰制度や高齢者向け優良賃貸住宅の民間整備を促進するもの）を開始し、民間による住宅整備を促進してきました。また、市営住宅においても、居住者の高齢化が進み、地域活動の停滞や緊急時の対応がいき届かなくなる等の懸念があったため、新婚家庭が優先的に市営住宅に入居できるよう、条例で規定するなどの対策を実施してきました。今後も高齢化の進展が予想されることから、高齢化に対応した住宅整備を促進することが求められます。

また、本市の人口は減少傾向にあり、今後、住宅需要が急増するとは考えにくい状況です。適正な住宅供給がなされるように、民間開発の動向を十分に踏まえた上で、新たな市営住宅の整備や住宅開発の誘導を検討することが求められます。

本市の市営住宅戸数は、平成27年3月末現在、961戸であり、そのうち耐用年限の2分の1を超え、改修・建替を必要とするものは397戸あります。本市では、火山噴火災害時に被災者住宅として数多く建設したため、既存の市営住宅の建替え時等に合わせて、実際の戸数を減少させていく方針にあります。また、まちの景観は観光に結びつく重要な資源であることから、市営住宅の改修・建替えを進める際は、景観に配慮して、周辺地域の住宅整備を牽引することも、市営住宅の役割として求められます。

2・基本方向

少子高齢化の進展や世帯規模の縮小等、本市の社会状況の変化を踏まえた上で、市営住宅の計画・整備や、民間開発を誘導します。

3・施策の体系、内容

住環境の整備

①市営住宅の改修等の推進

耐用年限の2分の1を超えた市営住宅については、安全性や居住環境の改善のため、順次改修等を実施していきます。萩が丘住宅については、既に建替事業

を実施しましたが、他の市営住宅についても、長寿命化や居住環境の改善等、市営住宅の良好な住環境の整備を図るため、計画的な改修を行い適切な維持管理に努めます。

また今後は、人口減少による需要減少の可能性も考えられるため、社会状況を鑑みながら、柔軟に市営住宅の整備方針を変更することも検討します。

②高齢者向け住環境整備の促進

引き続き高齢者向け優良賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅への支援を行うことにより、高齢化社会に対応した民間住宅整備を促進します。また、市営住宅においては、高齢者の暮らしやすい住環境の整備を目指し、地域の高齢者や障害者へのサポート活動の促進や、地域による相互扶助の促進、地域の年代バランスの均衡化等の方策を検討します。

③民間宅地開発の適正な誘導

民間による宅地開発については、本市の土地利用計画、都市計画、地域住宅計画に沿って良質な住宅供給が行われるよう、適正な誘導を図ります。

また、建築物の安全性の確保や良好な市街地の形成を推進するため、小規模な宅地造成・住宅建設等に対する審査や行政指導等を推進します。

④住宅景観の形成

本市の良好な景観を維持・形成するために、市営住宅の改修等の際には、周辺地域の景観への配慮に努めます。また、住宅の景観形成への支援制度の活用や景観形成の指針づくり等の方策を検討します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
市営住宅の改修等の推進 【総合戦略】	耐用年限 1/2 を越える住宅	459 戸	H20	397 戸	417 戸	H30

第4節 消防・防災の推進

1・現状と課題

常備消防は、本市、雲仙市、南島原市の3市で構成する「島原地域広域市町村圏組合」の事業として行われています。本部及び島原消防署は本市に設置されており、平成27年4月現在、本市以外の五つの署所と合わせて消防職員149名が配置されています。また、消防団は、平成27年4月現在、24分団632名体制となっています。

近年、消防団の活動は、火災のみならず多方面にわたっており、地域の防災上重要な役割を果たしています。一方で、人口減少や高齢化、若者の消防団活動に対する意識の希薄化による団員の確保難等により、消防団活動を取り巻く環境は厳しくなっています。

本市は、火山噴火災害による大規模な避難を経験した全国でも数少ない地域であり、他の地域に比べ市民の防災意識は高く、防災組織の体制も整っています。しかし現在、火山噴火災害の経験による防災意識が薄れつつあり、緊急時に十分な防災機能が発揮されない可能性が高まっています。

地域においては、隣近所のつながりの希薄化に加え、個人情報の収集が難しくなったことから、地域住民の状況把握が困難になってきています。地域の防災組織による災害時の防災対応を円滑に行うためには、地域情報の共有化が求められています。

平成26年度に災害対策基本法の改正に併せ、本市の地域防災計画書を大幅に見直し防災体制の充実を図っており、平成27年度には防災行政無線のデジタル化の運用を開始し、確実な情報配信と情報伝達の充実を図っています。

2・基本方向

地域防災の核となる自主防災会、消防団を活性化するため、防災意識の高揚を図ります。防災上必要な個人情報については、市民の安全確保のために必要な共有化を検討します。

3・施策の体系、内容

消防・防災の推進

①防災行政無線整備事業（重点事業）

従来の防災行政無線の老朽化に伴い、平成27年4月から高機能かつ利便性の高いデジタル防災行政無線（同報系・移動系）システムを整備しました。

また、本市の防災対策をより効果的に推進するため、島原市地域防災計画に基づき防災意識の高揚を図るとともに、市民皆様や観光客など来島されている

皆様の安全確保を図るため、防災行政無線やメール等を活用した情報伝達の充実強化に努めます。

②市民の防災意識の醸成と自主防災会の活性化（重点事業）

行政による出前講座の活用や、防災訓練の開催頻度の向上等を通じて、市民の防災意識の高揚を促進します。

自主防災会の活性化に向けて、自主防災会への支援を継続して行うとともに、防災避難訓練や研修会への参加を促進して、自主防災組織の意識の高揚を図ります。また、緊急時に迅速に動くことのできる組織を整備するために、組織体制の明確化を促します。

③消防・救急体制の充実

消防・救急体制の一層の充実に向け、老朽化した設備の計画的な機能強化や、市内各所への防火水槽、消火栓の設置、救急救命士の育成等、消防・救急体制の充実に努めます。

④消防団の活性化

消防団の活性化のためには、消防団の果たす役割の重要性や郷土愛護の精神を地域住民、特に若年層に十分理解してもらい、消防団員として次代を担ってもらうように努めます。また、自主防災会や地域と消防団の連携する機会をつくり、地域に密着した活動を実施できるように促します。

⑤防災上必要な個人情報の共有化

災害時等の緊急時に備えて、ひとり暮らしの高齢者などを対象とした避難行動要支援者名簿を作成し、防災関係機関等と情報の共有化を図りながら、緊急時の安否確認や避難誘導等の支援に努めます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
消防・救急体制の充実	年間火災発生件数	24 件	H20	14 件	0 件	H30
	年間の防災訓練参加者数	1,464 人	H20	743 人	(1,464 人より増やす)	H30

第5節 交通安全・防犯の推進

1・現状と課題

本市における交通事故発生件数は、平成22年から平成26年にかけて概ね240件程度で推移しています（長崎県警察本部「交通統計」）。県内主要都市と比較すると、本市の人口千人当たり交通事故発生件数は平成26年は4.5件であり、都市部よりも低いですが、本市よりも人口が少ない市の約2倍となっています。また、近年高齢者の事故が急増しており、高齢者の交通安全の確保が課題となっています。

また、交通ルールを無視した車の運転や、歩行者専用アーケードの自転車走行等、正しい交通ルールの周知・徹底がなされていないとの指摘がなされており、市民一人ひとりの意識向上と交通ルールの遵守が求められています。

島原警察署における刑法犯認知件数は、平成22年には300件を越えましたが、平成26年は225件となり、5年間で件数は年々減少しています。県に占める割合は、平成22年には3.5%でしたが、平成26年には3.7%と、ここ5年間は3%台で推移しています。

平成26年中の犯罪件数の内訳をみると、島原署管内では窃盗犯が56.0%（126件）と最も多く、平成6年からピークである平成14年までに2.9倍と急増していますが、その後は減少に転じています。

犯罪の増加による危機感から、地域住民による自主的な防犯活動がはじめられています。防犯ステッカーを貼った車両による巡回、青色回転灯を装備したパトロール車の巡回、広馬場安全安心ステーション等をはじめ、活動は多岐にわたっています。

市民の交通安全活動・防犯活動ともに、一過性ではなく、住民に負担の少ない地域活動の中に取り込まれた息の長い活動となることが求められています。そのため、これらの活動を継続するための支援・協力が必要となっています。

2・基本方向

交通安全活動については、地域住民の理解・参加を得られる工夫をしながら、交通安全指導・啓発を継続します。また、交通安全・防犯活動を行う市民が、活動を継続するために必要な支援を実施します。

3・施策の体系、内容

交通安全・防犯の推進

①市民との協働による交通安全と防犯に対する啓発活動の展開（重点事業）

市民の交通安全・防犯活動と協働し、出前講座等の本市の取り組みと連動した

市民への啓発を実施します。その際には、従来の啓発活動に加えて、楽しみながら学ぶことのできる体験型の啓発活動を取り込むことも検討します。

②歴史景観地区交通安全対策整備（重点事業）

武家屋敷や島原城周辺など、歴史景観に恵まれた地区の一部には、道路が狭く、車の離合が困難な場所がみられます。観光客が歩き回りやすくなるように、歴史景観地区に配慮した交通安全対策を推進します。

③交通安全指導・啓発の推進

地域住民の理解・参加を得られる工夫をしながら、今後も交通安全指導・啓発を継続します。特に高齢化が進展する状況を踏まえ、高齢者の身体能力に合わせた体験型研修や実技講習等、高齢者に対応した交通安全対策の充実を図ります。

④市民の交通安全・防犯活動への支援

市民の行う交通安全・防犯活動を効果的・継続的なものとするために、それらの活動に対する支援や協力を実施します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
交通安全指導・啓発の推進	交通事故件数 【総合戦略】	253 件	H20	207 件	(平成26年度末より減らす)	H30
	刑法犯認知件数	320 件	H20	225 件	(平成26年度末より減らす)	H30

第6節 河川・海岸・砂防等の整備

1・現状と課題

本市は、11本の2級河川と74本の普通河川があり、28,230mにおよぶ海岸がある上、市域の広い範囲が山林によって占められています。自然災害に強い安全で住み良いまちづくりを進めるためには、河川・海岸・砂防の整備等、防災対策が重要になります。

河川については、これまで護岸工事や締切堤等の河川改修を進めてきましたが、今後は、下流・河口付近における雨水排水対策や、高潮対策を進めることが課題となります。

海岸の保全については、これまでに老朽海岸や未改修堤防の改修を進めてきました。今後は、消波ブロックの設置等による海岸の保全を続けることが課題となります。

砂防については、これまで「水無川砂防計画」等の砂防計画により、着実に砂防事業を進めてきました。また、崩壊が進む眉山については、「雲仙岳・眉山地域治山対策検討委員会」による年1回の状況確認と、長崎森林管理署や九州大学地震火山観測研究センター等によるデータの収集、分析、検討が進められています。

2・基本方向

河川・海岸・砂防等の整備に関係した事業については、円滑な実施を図るため、国・県等、関係機関との緊密な連携と協議を進め、国や県に対して事業の実施を要請します。また、海岸整備に当たっては、住民がより身近に海辺に親しめるような護岸や親水空間等、安心して利用できる憩いの場が提供できるように努めます。

3・施策の体系、内容

河川・海岸・砂防等の整備

①白水川、湯江川等の改修（重点事業）

河口から約700メートルが浸水地区となっている白水川や、危険区域が含まれる湯江川を中心に、必要な河川改修工事を進めます。白水川については、洪水・高潮を合わせた対策を実施します。湯江川については、下流の用地取得や鉄道橋の改修協議の進捗に合わせて、上流の利水関係者との協議を進めながら、工事を実施します。

②半田海岸、江崎海岸、洗切海岸等海岸保全事業の推進（重点事業）

海岸保全事業については、漁港地区を除いて県によって実施されています。今後は、県に対して事業に関する予算確保の要望を続けながら、半田海岸、江崎海岸、洗切海岸等での海岸保全事業を進めます。

③砂防堰堤群の整備（重点事業）

火山噴火災害対策のうち、砂防堰堤の整備・修景や水辺環境の保全については、一部で整備されていますが、未整備の部分については、引き続き事業を実施します。

また、水無川導流堤内にジオを体感できるウォーキング・ランニングコースなどの整備を行います。

④親水型の海岸線の確保

海岸の整備に当たっては、可能な限り、自然（景観）や海をみせる工夫をして、人に親しまれる海岸線になるように配慮します。

⑤高潮対策の推進

船津地区の恒久的な高潮対策として、県や地元と密接な連携を図りながら、高潮堤防や大型排水ポンプ設置、緊急車輛が通れる道路の整備などに取り組みます。また、広場場下内海の公有水面埋立てについては、地元や漁協など関係団体等と協議しながら進めます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
半田海岸、江崎海岸、洗切海岸等海岸保全事業の推進	海岸保全進捗率 【総合戦略】	0.0%	H20	62.7%	80.0%	H30

第5章 「農漁商観」が融合した活力ある産業をつくる

～ 産業の振興 ～

第1節 農林業の振興

1・現状と課題

本市は、県内総生産の農業部門の約1割を生産する県内有数の農業地帯です。「だいこん」や「にんじん」、「はくさい」、「すいか」等の野菜・果樹から、「鶏卵」や「豚」、「生乳」、「肉用牛」等の畜産物、近年では「きく」等の花卉に至るまで、季節を問わず様々な農産物を全国に供給しています。

平成22年の本市の農業労働力をみると、農家戸数は1,596戸、農業就業人口は2,489人であり、平成2年の約半数に減少しています。農業生産の中心となる専業農家の割合は34.3%と高いものの、65歳以上の割合が34.5%に達しています。今のところ担い手不足は顕在化していませんが、高齢化による離農が進めば、深刻な担い手不足に陥る可能性があります。

本市の経営耕地面積は1,492haで、そのほとんどが畑作に利用されています。雲仙・普賢岳の火山噴火災害により耕地面積は大きく減少しましたが、近年は横ばいで推移しています。本市では、意欲ある担い手を中心に自発的な農地の借入が進んでおり、全国的に問題となっているほど耕作放棄地問題は顕在化していませんが、予想される担い手の減少を考慮すれば、早い段階から対策を講じていく必要があります。

本市の農業は、生産性が高く、農家一戸当たり、耕地面積当たりの生産農業所得は、県内でもトップクラスの水準にあります。また、経営規模も大きく、売上高が1,000万円を超える農家は3割近くに達します。これは本市の農業が畑作や畜産に特化していることと、継続して行われてきた生産基盤整備の効果によるものと思われます。しかし、近年では基盤整備の際に生じる負担金の償還に関する問題から、権利者の同意取り付けが難しくなっています。

また、本市の農業の基幹部門である畜産は、経営規模が大きいと、一戸当たりの家畜排せつ物の排出量が多く、適切な処理に向けた対策が必要です。しかし、排せつ物の全量を市内の農地に還元することは困難なため、広域流通を含めて利活用を促進していかなければなりません。

更には、本市に限らず、国内農業全体の問題として、農産物価格の低迷や生産資材の価格高騰による所得低下が、新規就農や規模拡大に負の影響を及ぼしていることが挙げられます。生産農業所得を上昇させ、安心して農業経営を営める販売戦略が求められます。

森林は、防災機能をはじめ国土保全機能や水源涵養機能等の多面的機能を持つだけでなく、自然と触れ合うことのできる貴重な市民活動の場としても注目される重要な地域資源です。平成22年の林家数は122戸です。近年では、担い手不足のために私有林の荒廃が進んでおり、多面的機能の低下が危惧されます。

2・基本方向

本市において農業は基幹産業であるとともに、観光資源となる商材を生産する重要な産業です。今後も「儲かる一次産業」を目指し、農業生産の維持・振興を図るため、担い手の確保に努めるとともに、安心して農業が営めるよう、生産基盤の改善や優良家畜の導入等により、効率的で環境にやさしい生産が行える環境を整備します。また、農産物価格低下の影響を最小限に食い止めるため、多様な販路を開拓・確保し、所得の安定化を図ります。更には、本市の農業の魅力を市外在住者にアピールするため体験型農業を積極的に推進します。

林業については、健全な森林の育成を図るため、長崎ヒノキの産地化や特用林産を振興します。

3・施策の体系、内容

農林業の振興

①農地集積の促進と生産基盤の整備（重点事業）

農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構の活用により、担い手への農地集積・集約化を進めます。また、耕作に不利な農地は、技術的、財政的に可能な範囲で事業区域を設定した上で、継続して生産基盤の整備を行い、優良農地化を図ります。また、土地改良だけでなく、ハウス等の生産施設、農産物集出荷施設についても整備・更新を行っていきます。

②畜産の産地化と環境にやさしい農業の推進（重点事業）

血統、体格、肉質、資質能力の優れた基礎家畜を導入・育成するとともに、規模拡大や経営改善に必要な施設や機械等の導入を支援し、経営の安定と競争力の強化を図ります。更に、環境にやさしい農業を推進し、耕種部門と連携した良質な堆きゅう肥の利用システムを構築するとともに、環境保全型農業の推進による堆肥需要の拡大を図ります。

③体験型農業の推進（重点事業）

グリーンツーリズムを通して都市住民との交流を促進するため、体験メニューを充実させ、旅行会社への積極的な営業活動を行っている組織への支援を強化

します。また、良好な農村環境や自然と調和した景観を保全するために、自然石の空積み等による農地の畦畔や排水路の整備に努めます。

④多様な担い手の確保・育成

国の青年就農給付金等の活用により、UI ターン就農を含めた新規就農者を確保するとともに、女性経営者の参画推進や法人化支援、労力支援システムの強化等、多様な側面から担い手の確保に努めます。特に次世代を担う若者に対しては、農業の魅力を積極的にアピールしていきます。また、就業者の確保に加え、認定農業者等が持つ高い生産技術の伝承を進め、農業経営者の育成を図ります。

⑤多様な販路の開拓・確保

農業経営の安定化のため、既存の販路にとらわれず、契約栽培や IT を活用した通信販売、規格外品の市内加工等、多様な販路の開拓・確保を推進します。これらに加え、教育現場と連携して食育に取り組み、学校給食をはじめとした市内の需要開拓に努めます。

⑥長崎ヒノキの産地化と特用林産の振興

本市に生育する良質なヒノキについては、長崎ヒノキとしての産地化、銘柄化を進めます。また、菌床シイタケの生産拡大をはじめ、特用林産を振興します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
農地集積の促進と生産基盤の整備	農地集積率 【総合戦略】	40%	H20	69%	78%	H30
					80%	H31
	大根の生産量	32,700 トン	H20	34,900 トン	35,700 トン	H30
	人参の生産量	15,920 トン	H20	19,140 トン	19,420 トン	H30
	白菜の生産量	11,300 トン	H20	12,600 トン	13,000 トン	H30
	生産性(耕地 10a あたり生産農業所得)	23.4 万円	H18	25.1 万円	25.5 万円	H30
畜産の産地化と環境にやさしい農業の推進	主要品目(肉用牛・乳用牛・豚・採卵鶏)の算出額	70.8 億円	H18	75.3 億円	77.3 億円	H30
体験型農業の推進	参加者数	1,620 人	H20	1,999 人	2,500 人	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26 の数値	将来の数値	
農地集積の促進 と生産基盤の整備	畑地の整備率	15%	20%	H31
	農業所得600万円確保が可能となる経営規模に達した経営体数	170 経営体	220 経営体	H31
多様な担い手の 確保・育成	新規就農者数	9 人/年	13 人/年	H31
	U I ターン農業研修受入者数	0 人/年	3 人/年	H31

第2節 水産業の振興

1・現状と課題

本市の水産業は、小さな漁船で操業する経営体が多く、漁場は有明海沿岸を中心としています。この点で本市の水産業は、有明海の恵みに支えられた産業であるといえます。本市では、海面漁業に加え、養殖業が盛んに展開されており、カレイやエビ、タコ、イカをはじめ、ノリ、ワカメ、コンブ、ヒジキ等の海藻類といった多様な魚介類が水揚げされます。また、近年ではフグやアワビの陸上養殖も始まりました。

本市の漁業者の多くは、島原漁業協同組合と有明漁業協同組合の正組合員として水産業を営んでいます。平成20年の本市の海面漁業就業者数は445人で、昭和63年の約半数に減少しています。平成20年の65歳以上の割合は4割強に達し、昭和63年以降増加の一途を辿っています。現在本市には、次代を担う20代の若い漁業者はほとんどおらず、深刻な後継者不足に直面しています。

このような状況に至った一つの要因としては、漁獲高の減少による所得低下が挙げられます。平成24年の本市の漁獲高は約1,100トンで、近年は多少の復調傾向がみられるものの、平成14年(2,256t)と比べると約半分の水準にとどまります。漁獲高の減少は、乱獲と漁場環境の変化によるものと思われます。本市では、県や有明海に面した近隣自治体と連携しながら、種苗放流のほか、自然石投入による藻場造成や間伐材を利用した魚礁の設置、海底耕耘等を行い、漁場環境の改善に務めていますが、依然として過去の豊かな有明海に回復したとはいえない状況にあります。

市内で水揚げされる魚は高級魚が多く、福岡や関西方面へ出荷されていますが、魚介類は、そのほとんどが市内にある三つの魚市場で取引されています。売買参加者は島原半島一帯に及んでおり、島原半島における重要な市場となっていますが、道路等の周辺環境を考慮すると、必ずしも市場としての立地条件に優れているとはいえません。

2・基本方向

漁獲量の減少による所得低下を防ぐため、引き続き漁場の回復を図るとともに、継続して養殖業を支援します。また、加工施設や直売所等を設置し、水産物の販売支援を図ります。加えて、荷捌き所や保管輸送施設等の漁業関連施設の整備を支援して労働環境の改善を図り、漁業者の確保に努めます。また、漁村での生活体験や漁業体験等地域との連携を深めながら、心と体をリフレッシュさせる余暇活動（ブルーツーリズム）の研究と推進を図ります。更に、漁協

の組織強化のための広域合併の推進を引き続き協議・検討します。

3・施策の体系、内容

水産業の振興

①水産資源の回復（重点事業）

水産資源の減少に歯止めを掛けるため、関係自治体及び漁業協同組合等との連携による種苗放流や魚礁設置、「水産多面的機能発揮対策」を活用した藻場、干潟の保全活動の取り組みを強化します。また、乱獲を防止するため、魚種毎あるいは地域毎に漁業管理を検討し、漁業者や関係機関が一体となって資源の維持・再生に努めます。

②養殖技術の開発・事業化（重点事業）

漁業者と連携しながら継続して、新たな養殖技術の開発や技術を応用した事業化を促進します。

③漁業者の確保・育成

漁業者が安心して水産業を営める環境を整備することで、若い漁業者の確保・育成を図ります。また、「浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業」を活用し、新規漁業就業者への生活費等の支援を行い、新規漁業就業者の増大を図ります。

④藻類養殖・水産物加工・直売の推進

有明海は栄養塩が多く、また潮流が早いことから、藻類養殖に適した漁場であり、さらには藻場としての機能を有することから、藻類養殖漁業を継続して推進するとともに、加工施設や直売所等を設置し、水産物の販売支援を図ります。

⑤漁業環境の改善

漁業者の協業化を推進し、労働を軽減させるため、荷捌き所や直売所、保管輸送施設等の漁業関連施設や漁港の整備・更新を推進します。また、市場の統合・開設については、市場要件や管理費等の問題をクリアできるよう引き続き検討します。

⑥漁業協同組合の組織基盤強化

漁協の組織基盤強化のために行われる広域合併については、継続して協議を進めます。

⑦ブルーツーリズムの推進

豊かな有明海の恵みを生かしたブルーツーリズムは、漁業者にとって漁業以外の新たな収入源となるだけでなく、非漁業者との貴重なふれあいの場ともなることから、水産業に活力を与える取り組みとして期待されます。本市でもその推進に向けて、研究と本市に合った展開方法を検討します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
養殖技術の開発・事業化	取り組み件数(10年間)	3件	過去10年間	0件	1件	H30
漁業者の確保・育成	漁業経営体数	305経営体	H19	222経営体	200経営体	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26の数値	将来の数値	
収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策の強化	漁獲量	1,161トン	750トン	H31
多様な担い手の確保・育成	水産業新規就業者数	3人／年	3人／年	H31

第3節 商工業の振興

1・現状と課題

本市の商業は、モータリゼーションの進展による生活圏の拡大及び郊外大型店の立地により、厳しい状況に置かれています。その上、商圈人口の減少、火山噴火災害による観光業の低迷が、現在の状況に拍車をかけています。

卸売業は、農水産業が盛んなことや、市内に食品製造業が多く立地していることもあり、農畜産物・水産物卸や食料・飲料卸の割合が大きくなっています。本市の卸売業は、島原半島内で重要な卸売機能を担っていますが、近年は地元小売業の縮小を受けて、事業所数、年間商品販売額ともに減少傾向にあります。本市の卸売業は、単価の安い食料品を扱う割合が大きいため、安定はしていますが、成長性に乏しく、経営効率は県平均と比べて低くなっています。

本市の小売業は、食料品や衣服等の日用品を扱う店が多く、島原半島の小売業の中心地として発展してきました。しかし、大型店の出店や買物先動向の変化、観光業の低迷により、本市の地元資本の小売業はかつてない危機に直面しています。更には、予想される人口減少によるマーケットの縮小が、危機的状況に拍車を掛けるものと思われます。本市の小売業は、小規模な個人経営が多いため、経営基盤が脆弱です。従業者規模別商店数は、4人以下の零細商店が7割近くを占めます。この10年間に多くの商店が廃業を余儀なくされましたが、零細商店ほど廃業しやすく、この傾向は特に中心商店街で顕著に表れています。特に郊外ロードサイドに相次ぐ大型量販店の出店のほか、コンビニやネット通販等の普及に代表される消費者の購買動向の変化を主な要因として、中心商店街をはじめ地場商業者の商店経営は厳しさを増しています。

本市の工業は、食料品製造業や衣服・その他繊維製品製造業等の生活関連型の製品を取り扱っており、ほとんどが零細・中小の事業所で構成されています。日用品を生産する生活関連型業種の市場は安定しているものの、急速な需要拡大が見込めないため成長性に乏しく、新たな設備投資が起りにくいため、本市の工業は生産性が低くなっています。

2・基本方向

商業については、その活性化を図るため「中心市街地活性化基本計画」の見直し、商店街の共同事業について関係団体と協議・検討を行います。工業については、生産性を向上させ、事業を高度化させるため、地場企業に対して商品開発支援や金融支援を行います。

3・施策の体系、内容

商工業の振興

①中心市街地活性化基本計画の見直し（重点事業）

市街地を形成する中心商店街の活性化を図るため、平成14年に策定した「中心市街地活性化基本計画」の見直しを進め、意欲や創意を持った個々の商店経営や、住民とのふれあいを重視した活動を支援するとともに、中心商店街付近への住宅、学校・病院といった公共公益施設などの機能の集積を図ります。

②拠点機能を持った卸売業の育成

本市は、島原半島の卸売業の拠点として重要な役割を果たしていますが、今後更なる拠点機能を果たすため、施設改善による経営効率の改善を進めます。

③地場企業の育成

地場企業の新規事業創出に向けて、市場・製品・生産技術等の情報発信の強化に努めます。また、地域資源を生かした商品開発を行う地場企業を育成します。更に金融環境の安定のため、事業資金の確保に係る支援や利便性の向上を図ります。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
中心市街地活性化基本計画の見直し	島原市内商店街会員数	189 店	H20	181 店	189 店	H30

第4節 観光業の振興

1・現状と課題

観光業は、本市の主要産業の一つです。観光客数（島原市しまばら観光おもてなし課「島原市観光客動態調査」における入込客数を観光客数とみなす）は、火山噴火災害で激減して以降、減少と増加を繰り返し、平成25年以降、再び増加に転じています。

本市は、歴史的に培われた風土や情緒に加え、温泉や火山、湧水等の多様な観光資源を持っており、観光地としてのポテンシャルは高いものの、近隣観光地と比べると、観光地としての印象が薄く、観光資源に見合うだけの十分な集客は得られていません。

平成26年の本市の宿泊客数は約20万人と、火山噴火災害前の46%にとどまっている一方で、日帰り客数が増加しています。本市にある宿泊施設数は20軒、収容人員数は一日1,600名程度ありますが、稼働率は34%程度となっています。

宿泊客数の月別推移をみると、ツアー客の減少や他の観光地の台頭もあり、かつて来訪が多かった卒業旅行シーズン、ゴールデンウィーク、夏休み、秋の行楽シーズンに該当する月で、宿泊客数の減少が顕著です。

国内旅行客が減る一方で、外国人旅行客は増加傾向にあります。これら外国人旅行客は、ほとんどが宿泊の旅行形態です。今後は、国内旅行客だけでなく、急増する外国人旅行客向けのサービスの充実が求められます。

本市の主要観光施設では、「雲仙岳災害記念館」や「平成新山ネイチャーセンター」等の火山関連施設の観光客が減少する中、「湧水庭園 四明荘」や「観光交流センター清流亭」など新たな観光施設に多くの観光客が来訪しています。また、長年本市の観光を支えてきた「島原城」の入館者数は、平成6年から平成19年までは減少傾向でしたが、平成20年は少し増加し、平成26年まではほぼ横ばいの状態となっています。

本市では、観光施設の整備を順次進めているものの、全体的な観光客数は伸び悩んでおり、施設整備による効果的な集客をはじめ、文化や歴史と観光資源の融合や見せ方の工夫、日常的なサービスを含めたおもてなしの心の醸成等ソフト面での対策が必要です。また、湧水等を重要な観光資源として、市民に十分に理解してもらうことも重要です。

2・基本方向

観光地島原の再生に向け、リピーターや滞在型観光客の獲得に力を入れます。まず、市民一人ひとりの観光客に対する「おもてなしの心」を醸成します。ま

た、観光客に本市の魅力を十分に感じてもらえるように、引き続き観光施設の整備や目玉となる観光資源の開発に力を入れるとともに、観光客誘致策等を一元的に担う組織を設立し、戦略的な観光施策を推進します。

3・施策の体系、内容

観光業の振興

①観光組織の一元化（重点事業）

本市には、湧水や歴史をはじめ多くの特色ある観光資源があるものの、観光関係団体の連携が不足し十分な効果が得られていないことから、国内外における観光PRや誘致活動をはじめ、観光施設や各種イベントなどを、一元的に管理・運営する組織を設立し、戦略的な観光施策を推進します。

②島原半島ジオパークの推進（重点事業）

世界ジオパークネットワーク加盟国内第1号に認定された島原半島ジオパークは、観光振興のみならず、教育への活用や文化、雇用の面など多方面にわたる効果が期待されます。また、平成27年には世界ジオパークネットワークの活動がユネスコの正式事業として承認されました。

地質遺産や自然環境を、見て・触れて・学習することができるようになることから、ジオパークを核とした交流人口の拡大に向けたアクションプラン（行動計画）を策定します。

また、農業、漁業、商業、ボランティア等を含めて幅広いメンバーで組織をつくり、市民との協働によりジオパークの推進を図ります。

③火山観光の推進（重点事業）

島原半島ジオパークの世界ジオパークネットワーク加盟やユネスコの正式事業化により、本市の知名度の向上が期待されます。雲仙普賢岳を核として、火山を観光資源として捉える火山観光を推進します。

④「九州オルレ」コースの認定（重点事業）

健康志向で楽しく歩き回ることができるジオパークの実現に向け、九州管内でも取り組みが拡大し、外国からの誘客も期待される「九州オルレ」コースの認定を目指します。

⑤魅力的な観光施設の整備（重点事業）

武家屋敷や足湯を含めた温浴施設、旧島原藩薬園跡、湧水等の集客を期待できる観光資源については、観光客の視点に立った観光施設としての整備に加え、

魅力的な「見せ方」を導入します。

⑥体験型観光事業の推進と観光資源の連携による観光商品の提供（重点事業）

観光客の周遊性を高め、滞在時間を延長させるために、市内にある観光資源を「島原半島ジオパーク」を核とする「火山」「湧水」「温泉」「キリシタン文化」等のジャンルに合わせて連携させ、観るだけでなく、触る、学習するといった体験型の要素を積極的に取り入れるとともに、農林水産業等の資源を活かした「民泊」事業を推進します。また、複合的に観光資源を連結させることで、観光客の視点に立った魅力ある観光商品を提供していきます。また、観光客に周遊してもらうためのサービスとして、パンフレットの活用、レンタサイクルやスタンプラリーの導入、ミニバスの運行等を検討します。更に周辺景観に配慮しながら、案内標識・観光マップ、駐車場等の周遊をサポートする施設の整備を進めます。

⑦観光資源の開発（重点事業）

観光客の呼び水となる火山や温泉等の地域資源を生かし、島原半島ジオパークや温泉を生かしたまちづくりを進めるとともに、集客効果の大きい「花」に注目し、開花期のローテーションを意識した花の植栽をすることで花の名所づくりを推進します。また、民間企業とのタイアップによるスポーツコンベンションや学会を誘致し、滞在型観光客の増加を図ります。市内のお祭り・イベントについては、内容の特色付けができておらず、十分な集客に結びついていないと指摘されており、統合や相乗効果の効くイベントの併催等を検討します。また、スポーツ合宿誘致のため、宿泊施設の受け入れ体制の更なる充実を図ります。

⑧広域的な観光連携と観光ルートの設定（重点事業）

島原半島観光連盟をはじめ、雲仙天草観光圏協議会、有明・島原地域観光連携会議などにおいて、各々の魅力・資源を活用した広域的な誘致促進と交流人口の拡大に努めます。特に、九州新幹線長崎ルートの開通や長崎の教会群とキリスト教関連遺産の世界遺産登録を見据え、歴史（キリシタン）や自然等の地域資源を生かした観光ルートの設定を、関係自治体と協力しながら推進します。

⑨観光客にとって快適な環境の整備

観光客に島原の魅力を伝えるため、そして市民一人ひとりに地元の魅力や湧水等の観光資源の大切さを知ってもらうため、市民参加型の観光ワークショップ

を開催する等、市民への啓発活動を推進します。また、観光客に対するサービス向上に加え、市民のマナーアップ運動を推進するとともに、観光ボランティアを育成します。更には、観光客が快適に市内を周遊できるよう、市内の環境美化に努めます。

⑩観光地島原のPR強化

観光PRは広く行われているものの、本市の魅力が十分にアピールできていない状況にあります。今後は、島原半島ジオパークを核として、地質遺産や自然環境を生かす等、観光地としての本市イメージの醸成を図るとともに、旅行会社への観光マーケティングを強化します。また、来訪者に対する観光情報のリアルタイム配信やIT等のツールを使った集客等、旅行形態に合わせたPR活動を行います。

⑪観光施設の管理・運営方法の検討

島原城の管理については、既に指定管理者により行われていますが、市内の他の観光施設についても、指定管理者制度の導入を含め、一体的な管理・運営方法を検討します。また、個人所有の重要な文化財・歴史資料についても、保全・利活用について協議します。

⑫外国人向けサービスの向上

今後も外国人旅行者の増加が見込まれることから、観光標識の外国語表記や外国語に対応するための人材の育成・確保等、外国人向けサービスの向上に努めます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
魅力的な観光施設の整備	年間観光入り込み客数 【総合戦略】	1,392,753人	H20	1,491,141人	2,000,000人	H30
	年間宿泊客数 【総合戦略】	210,736人	H20	198,538人	250,000人	H30
	島原観光ボランティアガイド数	24人	H20	16人	50人	H30
	スポーツコンベンション開催数	5回	H20	11回	15回	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26 の数値	将来の数値	
観光施策の推進	観光消費額	148 億円	195 億円	H31

第5節 企業誘致及び新規起業・就業の支援

1・現状と課題

本市は、「15歳～24歳」までの若者の市外流出が大きいものの、「25歳～29歳」世代が、Uターンで多く市内に戻ってくる傾向があります。また、55歳以上になると、リタイヤした市外在住者のUターンがみられ、年齢層が上がるほどこの傾向が強くなります。大学や専門学校が立地していない本市では、「15歳～24歳」の世代の市外流出は避けられないと思われませんが、「25歳以上」の世代をみる限り、本市出身者は地元回帰が強いことが分かります。

一方、雇用の場は、事業所数の減少により縮小しています。新設事業所数も年々減少する傾向にあるため、今後ますます雇用の場が少なくなってくるものと思われます。

2・基本方向

UIターン者が、市外で培った能力を十分に発揮できるように、雇用確保のための企業誘致や地域の社会環境に合った起業支援を推進します。

また、島原ならではの「しごと」を大きく育てることにより、安定した雇用を継続的に創出するとともに、生産性の向上等による競争力強化を図ります。

3・施策の体系、内容

企業誘致及び新規起業・就業の支援

①産業立地支援と人材育成支援（重点事業）

本市の農水産品を原料として利用できる食品製造業や、雇用の大きい製造業、現在の産業集積との相乗効果が期待できる製造業等を十分に選択しながら、企業（工場）誘致に努めます。また、税制優遇策等を含め不利な地理的条件をカバーする進出企業に対する優遇制度の活用や地域の社会環境に合った起業支援等を推進します。さらに、事業承継を支援し、産業の健全な持続を図ります。また、ハローワークと連携した就業斡旋や住まい等の情報発信を強化して、UIターン希望者の受け入れ体制の整備等を通して、本市で勤務を希望する人材の育成を支援するとともに、若者の地元就職の拡大や常用雇用の推進を行い安定的な雇用機会の創出を図ります。

経営基盤が不安定な創業者に対し、雇用や融資に対する支援を行うとともに、創業サポートセンターを開設し、創業企図者に対する経営面、財務面、労務面等様々なサポートにより、創業による地域産業への新たな活力を図ります。

さらに土木建築関係の資格取得者に対して受験料の助成を行い、人材育成、人口流出の抑制を図ります。

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26 の数値	将来の数値	
土木建築人材育成事業	資格取得者数	0 人	3 0 人	H31
若者の地元就職の拡大	高校新卒者の市内就職数	36%	40%	H31
食品製造業の強化	食料品製造業における雇用	1, 157 人	1, 200 人	H31

第6章・地域の個性と魅力を磨いて交流を促進する

～ 連携・交流の促進 ～

第1節 地域ブランドの確立

1・現状と課題

本市は県内有数の農業地帯であり、「だいこん」や「にんじん」、「はくさい」は全国でも有数の収穫量を誇っています。また、有明海からは特色ある多様な魚介類が水揚げされています。これら本市の農水産品は品質が高いものの、特定のブランドを持っていない、もしくはブランドイメージの浸透にまで至っていない等の理由により、価格面で十分な評価が得られているとはいえない状況にあります。

本市は、地産・地消に積極的に取り組んでおり、学校給食における地元食材の利用率は、野菜で40%を超えています。しかし、地産・地消を一般消費や観光業まで広げてみると、必ずしも地場の良質な食材が多く利用されているとはいえません。

2・基本方向

農水産品の市内流通・販売に力を入れ、より一層の地産・地消の拡大に努めます。また、地元食材を利用した特産品の開発を積極的に支援します。また、全国に本市の魅力をアピールするため、県内外大手百貨店等での島原フェアの開催や市外在住の本市出身者のネットワーク形成を図ります。さらに、海外エキシビジョンへの出展や海外流通事業者との商談会を通じて、販路拡大を目指した取り組みを進めます。

3・施策の体系、内容

地域ブランドの確立

①農水産品のブランド化（重点事業）

ブランド化品目の選定やプロモーション、数量確保のための一元集荷体制の構築、関係機関との連携による推進体制の確立等、島原ブランドの確立に向けた取り組みを支援します。

また、島原市特産品認定制度で認定した商品（S Q商品）や新商品など、商品の魅力を積極的に紹介し、知名度の向上を図るとともに、店舗における継続的な島原コーナーの設置・商品の常備化に向けて取り組みます。

②特産品の開発（重点事業）

観光客の呼び水として、具雑煮やかんざらし等の地域に継承されている郷土料理や名物料理に注目し、その提供システムの構築を推進するとともに、農水産業と商工観光業が一体となった特産品の開発を積極的に支援します。特に、島原健康半島構想推進事業では、薬草を使用した料理等をホテルや旅館、料理店等でメニューとして提供できるような取り組みを進めており、薬草の活用による観光振興や産業振興を図ります。

③地産・地消の推進

地域の消費者や学校給食、ホテル・旅館等の事業者等に対し、市内農水産品の積極的なPR活動を実施することで、地産・地消をより一層拡大します。また、生産者からの一方向的なPR・情報発信にとどまらず、生産者と消費者や事業者との相互交流をより積極的に実施して、ニーズに合った生産体制づくりを促します。

④交流ネットワークの形成

主要都市において物産展を開催し、本市特産品の紹介及び観光情報を発信することで、交流ネットワークの形成を図るとともに、ふるさと納税に繋がります。また、市外在住の本市出身者とのネットワーク形成を図り、市内在住者との交流を促進します。

⑤販路拡大

各地で開催されるバイヤー商談会などに積極的に参加し、流通関係者との関係構築に努めます。また、都市圏にある有名レストランと連携して、しまばら産品の素材の特徴を最大限に活かした新作メニューによるフェアを開催することで、知名度の向上・販路の開拓を目指します。

さらに、海外販路開拓支援事業に取り組むことで、地域経済を支える生産者・中小企業等の海外への販路開拓を目指します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
農水産品のブランド化	ブランド化取り組み件数	2件	過去10年の取組件数	8件	10件	H30
特産品の開発（累計）【総合戦略】	特産品の創出件数（累計）【総合戦略】	0件	H20	18件	30件	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26の数値	将来の数値	
特産品の知名度の向上	特産品認定制度商品数（累計）	55 商品	100 商品	H31

第2節 交流活動の推進

1・現状と課題

本市は、大分県豊後高田市と兄弟都市、京都府福知山市と姉妹都市として提携しています。また、豊後高田市の小・中学校とは、兄弟校及び交流校として交流を深めており、平成11年度からは小学校児童会代表が相互に訪問しています。更に、愛知県幸田町とも「歴史と文化の友好交流の推進に関する協定」を締結し、交流促進を図っています。このように、国内都市間での友好活動は図られています。しかし、外国とは国際交流事業を行っているものの友好都市締結に至っている都市はなく、今後検討が求められます。

スポーツの分野では、既に多様な活動が盛んに行われ、各種スポーツ大会や合宿等を通じ、県内や九州はもとより関東・関西などのチームとの交流も深めており、平成26年度では23件で約1万4千人の宿泊者数となっています。今後、更にスポーツ・コンベンションの充実を図るためには、施設等の充実に努める必要があります。

また、市民文化講座や各種生涯学習講座では、市外から講師を招聘したり、公民館の講座卒業生が自主サークルの講師を務める等、市内外における生涯学習の交流が図られています。

移住・定住の推進については、住居や仕事の情報を充実させ、移住・定住希望者の受け入れ態勢を整える必要があります。

2・基本方向

兄弟都市・姉妹都市交流をはじめ、友好都市との交流や先進地、海外との交流を進めます。その中で、地元「島原」の風土や文化を再認識し、更に高めていく活動を行います。特に学校教育、スポーツ、生涯学習活動を通じて地域力の向上に努めます。

移住・定住の推進については、希望者の受け入れ態勢を強化し、移住・定住者数を増加させます。

3・施策の体系、内容

交流活動の推進

①スポーツ交流の推進（重点事業）

スポーツ交流推進のため地域一体となって、各種スポーツの県大会や、九州・全国規模の大会を誘致します。また、大会開催を通じてスポーツ交流を積極的に進め、地域の競技力アップに努めます。

②兄弟都市・姉妹都市交流の推進

国内においては、兄弟都市・姉妹都市として友好を図っている豊後高田市・福岡山市との交流をなお一層深めるとともに、愛知県幸田町との交流促進を図ります。また、国際交流を推進するため、外国との友好都市締結等も検討します。

③学校教育交流活動の推進

小学校と中学校間の連携を一層図るとともに、市内の小・中学校と高等学校との連携による教育交流事業を推進します。また、豊後高田市の兄弟校及び交流校との連携を深め、学校教育交流活動を推進します。

④生涯学習交流の推進

講座のテーマに対して適切な講師を市内外から招聘することで、魅力ある生涯学習講座を開催し、参加者の拡大と参加者同士の交流を図ります。また、生涯学習サークル同士の連携による生涯学習の交流を推進します。

⑤歴史や文化などを生かした事業の企画・展開

本市のもつ歴史的、文化的な事象などの周年的節目ごとに多様な事業を企画・展開して、地域の風土や文化を継承し、誇りと郷土愛を育み、あわせて交流人口の増加などによる活性化に取り組みます。

⑥総合的な移住・定住の推進

ワンストップ窓口でのきめ細かな情報提供やお試し住宅や空き家情報等を充実させます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
スポーツ交流の推進	全国・九州規模大会開催	8回	H20	11回	6回	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26の数値	将来の数値	
総合的な移住・定住の推進	移住・定住者数	—	10世帯 20人	H31

第3節 交流基盤の整備

1・現状と課題

本市には、現在整備中の地域高規格道路「島原道路」があります。しかし、半島という地理的な特性もあり、本市は、九州の高速交通ネットワークの谷間にあります。

鉄道については、島原半島の東部を海岸沿いに運行する島原鉄道があり、市民の日常生活の足として機能していましたが、平成20年4月1日より、島原外港駅から南島原市の加津佐駅まで（南線）が廃止されました。

他県への主要交通手段となっている高速船、フェリーについては、高速船が一日往復4便、フェリーが一日往復17便就航しています。

2・基本方向

国に対して、「島原道路」の整備の推進を働きかけるとともに、高速船、フェリーについても、市民のニーズに対応し、ダイヤ改正等関係機関に対して整備促進の働きかけを検討します。同時に、新しい広域交通ネットワークについても検討します。

3・施策の体系、内容

交流基盤の整備

①新しい広域交通ネットワークの検討

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録、九州新幹線西九州ルートの開業などを見据えた観光振興戦略の構築・取組みを合わせ、バスや鉄道、フェリー等の公共交通が、広域的な二次交通体系を形成し、利便性を向上させ、県南地域の観光振興と生活交通の充実を考慮した広域的な公共交通ネットワークの整備について、諫早市と島原半島3市の関係機関が一体となって検討を進めます。

また、魅力的な地域資源を有する対岸の熊本・大牟田・天草の両地域とを結ぶ有明海航路を最大限に活用し、新たな周遊ルートの構築を図ります。

第7章・生きる力と創造力を持った人を育てる

～ 教育・文化環境の充実 ～

第1節 就学前教育の充実

1・現状と課題

小学校入学前の幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために大切なものです。就学前教育での問題点としては、従前と比べて、小学校入学時の児童の基本的生活態度におけるレベルの低下が挙げられます。近年、規範意識が低下する親や子育てに対して自信が持てない親が増えつつあること等が心配されており、家庭でのしつけの支援を検討する必要があります。

本市には、幼稚園・保育所・へき地保育所・児童館があり、就学前の教育に携わっています。

教育委員会では、担当指導主事や小学校の関係教師が小学校就学前の幼稚園児・保育園児を対象として、教育相談を実施し、適切な就学指導を行っています。

国では少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に対応するため、平成18年10月から幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ「認定こども園」制度を発足させました。本市においても新たな制度を活用した就学前教育の環境整備の検討が求められます。

2・基本方向

幼稚園、保育所及び認定こども園は、就学前において、基本的生活態度を集団の中で学ぶ重要な教育の場です。本市では、家庭でのしつけを支援しながら、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携を中心とする就学前教育体制の充実を推進します。

3・施策の体系、内容

就学前教育の充実

①地域での子育て情報共有の推進

地域の行事に、子育て家庭の参加を促します。子育てに関して自分だけで悩むのではなく、多数で意見交換することで、子育ての情報を共有し、子育てに対する不安を軽減できる仕組みの構築を進めます。

②幼保小の連携強化

保育所から小学校へ送付される「保育要録」を通して情報交換を行う等、幼稚園教諭・保育士と小学校教諭間の情報交換システムの確立を各地域で推進し、幼児期における教育をより充実させていきます。また、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携を密に取ることで、幼児教育の指導者の資質向上を図ります。

③新たな就学前教育体制の検討

保護者の就学前教育に対するニーズに応じながら、就園への側面的支援や就学前教育体制の充実を図ります。具体的には、教育を受ける子どもの視点に立ちながら、地域ニーズに応じて幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ「認定こども園」制度の推進に努めます。

第2節 義務教育の充実

1・現状と課題

本市には、小学校が9校、小学校分校が1校、中学校が5校あります。この10年で本市の小学校児童数は24.1%、中学校生徒数も24.3%減少しています。児童・生徒数の減少に伴い、普通教室に空きが生じている学校があります。現在はこの余裕教室を特別教室へ転用し、児童・生徒の教育効果を高めるために有効活用しています。

小・中学校施設については、全体的に校舎等の老朽化が進んでおり、年次的に改修計画を立てて整備を図る必要性があります。また、小・中学校施設は義務教育の場であるとともに、広く市民活動の場としても開放されています。

本市では、確かな学力向上に向けて、各学校の特性と児童・生徒の個性を生かす教育の充実のため、各教科及び学習指導法等についての研究指定による教育研究活動を実施し、研究校での成果を市全体へ波及させるよう取り組んでいます。

また、児童・生徒の学力向上を目標としながらも、教職員の資質向上を図るために、教職員を対象とした各種研修を実施するとともに、教職員による生徒指導や学級経営等も充実させていく必要があります。

国際交流は確実に進展しており、国際化に対応した市民を育てるためには、義務教育の段階からの施策が必要となってきました。本市では、国際化に対応した人材の育成を目的とし、外国語の授業を補助する外国人英語指導助手（ALT）4人を小・中学校全14校に配置しています。

特別支援教育については、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みを構築するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒の自立と社会参加に向け、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を行うことが重要です。本市では、幼児を対象とした就学相談を継続して実施する等、就学前からの支援を図っています。就学後にきめ細やかな支援・指導を行うには、通常学級とは別の場で指導する通級指導教室や、対応する人員の充実が必要です。

2・基本方向

次代を担う人材を育成するためには、義務教育期から長期的な施策で対応する必要があります。児童・生徒が、安心して学べる教育環境の中で、個性に応じたきめ細やかな指導を推進し、学力の向上と豊かな人間性の育成に努めます。更に、情報化社会や国際交流の進展に対応できるよう、義務教育体制の充実・強化を図ります。

3・施策の体系、内容

義務教育の充実

①計画に沿った施設整備の実施（重点事業）

小・中学校施設の耐震補強工事については、平成24年度までに、全ての小・中学校の校舎・体育館などの建物の耐震化が完了しており、さらに平成25年度から平成27年度の3年計画で小・中学校体育館の非構造部材の耐震化を実施しています。今後校舎等については、経年劣化に伴う整備又は各教室等の非構造部材の耐震化を計画的に進めることで、より安全で機能的な教育環境の充実に図ります。

②教育力向上支援（重点事業）

教職員の研修については、より多くの教職員が参加できる研修体制を検討します。また、小・中学校間の教職員が、教科指導だけでなく生徒指導や学級運営等への取り組みについて情報交換できる場の設置と、参加しやすい環境づくりに努めます。こうした指導体制の強化の取り組みを推進することで、児童・生徒の基礎学力の向上を目指します。

③学力向上対策の充実

学力の定着状況を把握・分析し、各学校における取組の充実・改善に役立てるため、児童生徒の学力の検証軸として、本市独自の学力調査を実施します。また、問題データベースを導入し、学習問題の配信を行い、本市弱点科目の克服に努め、さらなる学力向上を図ります。更に、学力向上への取組について成果を上げている先進地からの教育講演会への講師招聘、先進地視察等を実施し、本市の施策の見直しをし、改善を図ります。

④情報教育の推進（重点事業）

高度情報化社会に対応する人材を育成するため、コンピュータを利用する教育機会を増やすとともに専門性の高い知識を持ったコンピュータ教育の指導者を育成します。また、情報モラルの教育・指導についても充実に図ります。

⑤国際化に対応した人材育成（重点事業）

国際交流を推進していくため、また、国際的感覚を培うため、ALTの協力を得ながら、実践的な国際化教育に努めます。更に、来訪者をもてなす気持ちを醸成・表現していくために、本市への愛着を持ち、郷土の歴史・文化等を十分に学ぶ教育の充実に図るとともに、国内外からの来訪者に本市の良さを伝え、コミュニケーションを取っていくための取り組みを実施していきます。

⑥特別支援教育の充実（重点事業）

障害及び発達障害のある子ども達に対して、一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、長期に関わり合える体制づくりをするため、「特別支援教育支援員」事業による人員配置を行います。また児童・生徒の就学状況に応じながら、各学校へ通級指導教室の設置を推進します。

⑦余裕教室の活用促進

余裕教室は、既に国際理解ルームや算数教室等の特別教室として活用されています。今後も歴史展示室やランチルーム等、各学校に応じた活用方法の検討を進めます。また、児童・生徒の一人ひとりに目を向けた指導を更に充実させていくために、少人数指導教室への活用を推進します。

⑧研究指定による教育研究活動の充実

研究指定校による教育研究活動は、既に国語科、算数科、学習指導法等での教育現場での新たな取り組みを実践しており、今後はその成果を市全体へ波及させていきます。また、市内で常時7校を研究指定校としながら、小・中学校の連携を軸とした研究活動も推進します。

⑨人間性を高める教育指導の充実

家庭、学校だけでなく、地域と関わる取り組みとして職場体験や自然体験、生活体験、ボランティア活動、食育等を行うことにより、「生命（いのち）・きずな・感謝の心」を持った児童・生徒を育成します。また、児童・生徒の個性を尊重した進路指導やメンタルヘルスに留意した指導を行います。

⑩小・中連携教育の推進

中学校の教師が小学校に出向いた上での専門教科の授業や、教職員の交流による情報交換を推進します。また、児童・生徒が学校行事に相互に参加しながら小学校から中学校へ進学する際の児童の不安感を軽減し、スムーズな進学ができる状況をつくるため、小・中連携による教育に努めます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
計画に沿った施設整備の実施	耐震補強工事实施済み率（実施校数／必要校数）	63.5%	H20	100.0%	100.0%	H30
	小・中学校体育館の非構造部材の耐震化実施済み率（実施校数／必要校数）			50.0%	100.0%	H30
国際化に対応した人材育成	ALTの人数	4人	H21	4人	5人	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26の数値	将来の数値	
学力向上対策の充実	全国学力学習状況調査	全国比－5	全国比 ±1	H31

第3節 高等教育の充実

1・現状と課題

本市の中学校卒業生進路に占める進学者の割合は、平成25年度に99%を上回り、高い水準で推移しています。また、高等学校等への進学者数の推移を見ると、県外の高等学校全日制へ進学するケースもあります。

また、高等教育機関が市内に存在しないため、高校卒業後は市外で就学している現状があります。向学心の高い人材が、市内で高等教育を受けることができないことが課題となっています。

2・基本方向

高等教育に関しては、社会の変化に応じて、高等学校の教育内容や教育環境の充実を県に要請していく必要があります。本市では、新たな高等教育機関の必要性を検討し、その設置に向けた検討を進めます。

3・施策の体系、内容

高等教育の充実

①高等教育機関の誘致

向学心ある生徒が、高校卒業後も市内で学び続けることが可能な環境が求められています。進路先の多様化のため、新たな分野の専門学校・専修学校や高等教育機関の誘致について、県内他地域の状況も考慮しつつ検討します。

②新たな奨学金制度の創設

卒業後、島原市内に居住、就職した場合の奨学金返還の免除、または、一部免除等を含めた新たな奨学金制度の導入の検討を行います。

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26の数値	将来の数値	
新たな奨学金制度の創設	定住人数	—	5人	H31

第4節 生涯学習の充実

1・現状と課題

生涯学習とは、学校教育に限らず、生涯にわたって自己のキャリアアップや趣味・娯楽として、更にはライフワークとして、継続した学習活動を行うものです。本市では、市民の生涯学習ニーズに対応する事業として、各公民館における各種学級や講座、出前講座、島原文化連盟と共催の「市民文化講座」等を開催しています。

また、家庭や地域の教育力の向上を目指し、地域ぐるみの子育てを主眼においた「青少年の体験活動」、「子育て支援」、「学校と地域社会の連携」の3本柱で「島原市ココロねっこ運動」に取り組んでいます。

各地区公民館における講座については、女性学級や高齢者学級、各種講座等、学級・講座内容は多岐にわたっています。また、公民館の講座の卒業生が自主サークルの講師を務めたりする例があり、徐々に公民館講座の実施が指導者の育成につながりつつあります。一方、市民文化講座については、全国から著名な講師を招いていますが、今後、限られた開催予算を踏まえた上で、開催内容や講師の選定を検討する必要があります。

両講座について懸念される点は、参加者が減少しつつあることです。周知・広報不足や類似した内容の講座開催等が原因として考えられます。

出前講座については、市役所の業務に関することや、行政に係る「まちづくり」「福祉」「教育・文化」等の講座メニューがあり、児童・生徒だけでなく一般市民向けに開催し、毎年40回程度利用されています。

公立公民館と島原・有明図書館は、生涯学習の場としての利用が進んでいます。

公立公民館については、杉谷公民館を除いて、建築から20年以上が経過しており、館によっては建物の老朽化や不具合、生涯学習講座開催のための設備不足が目立つようになってきています。また、白山や安中、霊丘公民館は駐車場が狭く、拡充が求められています。

島原図書館は、市民への教養提供の場として、研修・研究等の利用に大きく貢献しており、ニーズに対応した図書館運営に努めています。しかし、開館から30年が経過しているため、維持管理費の増加や、館内施設を拡充するためのスペースが十分に確保できないという問題もあります。

駐車場については、これまで収容台数が少なかったため、平成26年度に駐車場用地を購入し利便性の向上を図りました。

【島原市の生涯学習講座】**・各地区公民館における講座**

- －女性学級、高齢者学級、家庭教育学級、青年教室、公民館自主講座等を実施。
女性学級、高齢者学級、家庭教育学級の中では、健康教育講座を開催。
- －女性学級の全12学級のうち一般公募は2学級。他は婦人会会員を対象として開催。
- －高齢者学級は全7学級が老人クラブ会員を対象として開催。
- －青年教室は一般公募なし。青年団団員を対象として開催。

・市民文化講座

- －市民の知識と教養の向上を目的として、政治・経済・文化等の各方面に渡る著名な講師を全国から招き講演を行うもの。年間3～4回開催。
- －島原市と島原文化連盟との共催で実施しており、講師選定については文化連盟が実施。

・島原図書館・有明図書館における講座

- －子ども達を対象に「おはなしひろば」、「名作をみる会」、「子ども向け工作教室」、「ちいさなおはなし会」、一般を対象に「郷土史を学ぼう会」を開催。

2・基本方向

本市では、生涯学習の推進に当たって、各種講座の内容・開催方法と生涯学習施設の両方に課題を抱えています。今後は、講座内容を充実させ、より多くの市民が親しみ、参加を希望するような生涯学習の機会を提供します。また、子どもから高齢者まで多くの利用者が使いやすい公立公民館・図書館の整備を検討します。

3・施策の体系、内容**生涯学習の充実****①島原市ココロねっこ運動の推進**

「青少年の体験活動」、「子育て支援」、「学校と地域社会の連携」を柱とし、学校・家庭・地域社会が一体となった子育てに取り組めます。

②放課後における子どもの居場所づくり事業の推進

市内の児童生徒に、安全で安心して過ごせることができる居場所を提供するとともに、充実した放課後を過ごさせることを目的とし、自学の習慣を身につけさせるために、自主的・主体的に宿題などの学習活動の支援を行います。

③公民館講座内容の充実

新たな生涯学習者の開拓のため、全市民を対象とした公民館講座の拡大と講座内容の見直しを進めます。講座内容は市民のニーズに応じて、市民が知っておくべき身近なテーマや島原らしさを学ぶ講座等を取り入れます。
また、各公民館でのサークル活動については、将来的な自主活動への移行を踏まえた活動支援に取り組みます。

④各種生涯学習講座の参加者公募の推進

より多くの市民に各種生涯学習講座へ参加してもらうため、講座実施を早期に広報し、参加者公募期間を十分に確保します。また、講座のテーマに合わせた参加者の公募方法の検討や、一般の市民にも広く周知するため多方面と連携した広報活動を行います。

⑤出前講座の利用促進

市役所の業務に関することを広く市民に周知するため、市役所職員による出前講座を継続して実施します。また、市民の学習ニーズに対応した出前講座を提供し、利用者の拡大を図ります。

⑥市民文化講座の開催方法の充実

市民文化講座については、市民が参加しやすいテーマでの開催やそれに沿った講師の選定等、経費をかけずに多くの市民が参加できるような講座の開催方法を、島原文化連盟と連携を取りつつ検討します。

⑦公立公民館の計画的改修

建物の老朽化や利用する上で設備の不具合が目立つ公民館に対しては、計画的な改修・設備整備を実施します。また、白山、安中、霊丘公民館の駐車場については、拡張も含めて周辺用地の利用の可能性を調査・検討します。

⑧公立図書館の利便性の向上

島原図書館利用者のための駐車場の確保については、平成26年度において駐車場用地の購入により、利便性の向上を図ったものの、視聴覚資料の導入や松平文庫の収蔵庫拡張等の館内施設の充実には至っていないことから、今後も利便性の向上について調査・検討します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
各種生涯学習講座の参加者公募の推進	各種生涯学習講座参加者数	15,589人	H20	15,861人	18,000人	H30
出前講座の利用促進	出前講座開催	41回/年	H20	28回/年	50回/年	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26の数値	将来の数値	
放課後子ども学習室	参加児童数 (1日参加者数/1校) 実施学校数	37人 1校	40人 14校	H31

第5節 文化活動の充実

1・現状と課題

本市には、文化活動を支える団体として、島原文化連盟と、有明文化協会があります。文化イベントも各地区で開催されていますが、将来的には、市全体としての文化に関するイベントの開催のあり方についての検討が必要です。また、市民の文化意識高揚のため、「島原子ども狂言ワークショップ」のような市民が主体的に取り組む魅力的な自主文化活動を、更に推進していく必要があります。

市内の文化の活動拠点としては、島原文化会館と有明総合文化会館があります。大ホールの規模はそれぞれ1,200席、700席で、催し物の規模・内容に応じて使い分けが可能です。しかし、島原文化会館については、開館から35年が経過し老朽化が進んでいるため、毎年多額の維持管理費を必要としています。更に駐車場の収容台数不足も問題となっていますが、隣接用地の取得は現在のところ困難です。

市内には、国5県10市76の計91件の指定文化財と14件の国登録文化財があり、島原の歴史と文化の基盤をなすもの、また観光資源として関心を持たれています。特に、国指定史跡「旧島原藩薬園跡」は、全国に3カ所しかない国指定史跡の薬園跡の一つであるのと同時に、島原健康半島構想のシンボルとして注目されています。しかし、薬草・薬木を栽培する「薬草見本園」としての整備は十分とは言えません。

その他の歴史・文化遺産についても、まちづくりへは十分に生かされていない状況があります。

伝統芸能については、伝統芸能保持者の減少による存続の危機等が課題です。

2・基本方向

1市1町の合併により、行政面では一体的な運営が推進されているため、文化活動の面においても、市全体として文化振興を一体的に図っていきます。その上で、各地域において取り組まれる文化活動を大切に育み、地域文化の良さも伝えていきます。

3・施策の体系、内容

文化活動の充実

①文化団体との連携（重点事業）

市全体が一体となって文化の振興に向けた有効な活動を行うために、市を代表する文化団体との連携を促進します。その上で、島原文化連盟、有明文化協会の2団体が、今後それぞれの活動を進めながら、融合に向かうことが望まれます。また、文化団体の連携が進む中でも、各地域に根ざした文化の良さを伝えるため、地域文化の継承を合わせて推進します。

②歴史・文化遺産を生かしたまちづくり（重点事業）

歴史的景観のあるまちづくりを推進する中で、武家屋敷地区の街なみについては、面的な保存を行うため、伝統的建造物群保存地区に向け調査を行いました。今後、住民の方々と意見交換しながら保存のあり方について検討していきます。また、その他の歴史的建造物についても調査を進め、文化財登録等を検討します。

③文化財の保護（重点事業）

民間保有の文化財、島原城跡や松平文庫等、貴重な文化財を保護するため、文化財の調査・確認や歴史的文書の一括管理、市民に対する文化財の貴重さ・重要さの周知等に取り組みます。また、担当するセクション等の組織の在り方についても併せて検討します。

④島原文化会館の改修・改築調査の検討

老朽化が進む島原文化会館については、今後更に維持修繕費が増大する見込みのため、改修・改築等の必要性を調査・検討します。また、駐車場の不足については、現在、周辺施設の協力を得ながら対応していますが、抜本的な解決策を引き続き検討していきます。

⑤旧島原藩薬園跡の整備・活用

全国的に非常に貴重で歴史的価値の高い旧島原藩薬園跡については、市民や来訪者が利用しやすい環境を整え、観光資源として、また、市民の健康づくりの拠点として活用します。更に、島原健康半島構想の目的とする、薬草を活用した産業・地域振興を検討します。

⑥伝統芸能の保存と継承

幼い時から伝統芸能に親しむ機会を増やし、身近なものとして感じるための取

り組みを推進します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
歴史・文化遺産を生かしたまちづくり	国登録文化財の数	11件	H20	31件	35件	H30
文化財の保護	市内の指定文化財の数	86件	H20	91件	95件	H30

第6節 スポーツの充実

1・現状と課題

本市では、市民スポーツの活性化のため、スポーツイベントの推進・支援、各スポーツ団体への支援、指導者の資質向上の推進、生涯スポーツの普及・発展等を図っています。市民参加のスポーツイベントとしては、島原市民体育祭を毎年開催し、毎回3～4千人の参加者が集まり、市民相互の親睦融和が深められています。また、市民が気軽にスポーツができる生涯スポーツの場として、地域の子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が参加できる総合型地域スポーツクラブの育成を推進しており、現在「白山いきいきスポーツクラブ」が設立されています。

市内のスポーツ施設については、既存の陸上競技場・島原復興アリーナ・平成町多目的広場等に加えて、平成24年に平成町人工芝グラウンド、平成25年に霊丘公園体育館・弓道場を相次いで整備し、充実を図っています。今後は、建設後かなりの年数が経過している有馬武道館、市営球場、温水プール、島原市有明体育場等の改修を計画的に行うことが求められます。

体育施設の利用状況をみると、平成12年度の利用人員約40万人に対して平成25年度は約73万人と、83%増加しています。特に、島原復興アリーナ、平成町人工芝グラウンドの整備に伴い利用人員が増加しています。

スポーツコンベンションについては、復興アリーナ、平成町多目的広場、陸上競技場等スポーツ施設の充実に伴い、多くのスポーツイベントが開催可能となり、年間を通じプロスポーツ等のキャンプや各種スポーツ大会が開催されています。

【体育施設一覧】

施設名（設置年度）

島原市霊丘公園体育館・弓道場（H25）	島原市有明プール（H4）
島原市立有馬武道館（S55）	島原市営杉谷運動広場（S61）
島原市立温水プール（S49）	島原市営安中運動広場（S61）
島原市立れいなん会館（S60）	島原市営三会ふれあい運動広場（H6）
霊丘公園相撲場（S27）	島原市有明体育場（体育館）（S49）
霊丘公園運動場（S27）	島原市有明体育場（弓道場）（S49）
島原市営霊丘公園庭球場（S27）	島原市有明青少年武道館（S63）
島原市立屋内相撲場（H13）	島原市有明の森運動公園（S47）
島原市営陸上競技場（H5）	島原市有明大野浜運動場（S6）
島原市営球場（S27）	

島原市営総合運動公園庭球場（S55）

島原復興アリーナ（H12）

島原市営平成町多目的広場（H15）

島原市営平成町人工芝グラウンド（H24）

※平成26年度末現在

2・基本方向

本市では、これまでも多くのスポーツ競技団体が存在し、活発な活動が行われてきました。今後更に、より多くの市民にスポーツに親しんでもらい、スポーツを通じた心身の健康増進に努めます。そのため、身近なスポーツ活動の場としての総合型地域スポーツクラブの育成や各スポーツ施設の充実、多様なスポーツイベントの開催を図ります。

また、トップレベルのスポーツ選手と児童生徒が触れ合う機会をつくり、ジュニアスポーツの振興や競技力の向上に努めます。

3・施策の体系、内容

スポーツの充実

①生涯スポーツの普及・発展（重点事業）

多くの市民が、気軽に身近な場で楽しむことができる生涯スポーツの普及・発展に努めます。生涯スポーツの場としては、白山いきいきスポーツクラブをモデルとしながら、総合型地域スポーツクラブの設立を推進します。

②スポーツ大会等の推進

スポーツコンベンション誘致と大会開催を成功させるために、大会運営を行う競技団体との連携を密にし、既存の体育施設の更なる充実を図ります。

③市民総参加型スポーツ大会等の推進・支援

島原市民体育祭をはじめとする本市及び市教育委員会等主催のスポーツイベントについて、内容の充実を図り、より多くの市民に参加を促します。また、スポーツイベント開催で協力が必要な各種競技団体への支援や、スポーツ指導者の資質向上の促進について取り組みます。

④スポーツ施設の整備・充実

スポーツ施設の整備については、現有施設の有効活用を基本としながら、市民の利便性・利用時の安全性を考慮し、緊急度の高い施設から計画的な改修を実施します。

⑤ジュニアスポーツの充実

有名なスポーツ選手が直接学校を訪問し、児童と交流を深める J F A ころのプロジェクト「夢の教室」を開催し、一人でも多くの子どもたちに、「夢・憧れ・志」を持つことの素晴らしさを伝え子どもたちの心身の充実に努めます。さらに、トップレベルの指導者や選手がいる大学と協定を結び、小・中学生を大学へ派遣し、児童生徒の意識の高揚をはかり、さらなるジュニアスポーツの振興や競技力の向上に努めます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成 26 年度末の数値	将来の数値	
生涯スポーツの普及・発展	総合型地域スポーツクラブ設置数	1 カ所	H20	1 カ所	2 カ所	H30
市民総参加型スポーツ大会等の推進・支援	各種スポーツ大会等（市・各地区主催）参加者	16,714 人	H20	17,279 人	17,000 人	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26 の数値	将来の数値	
「夢の教室」公演事業	参加児童数 実施学級数	432 人 14 学級	759 人 25 学級	H31

第8章・健康で生きがいある生活を支える

～ 保健・医療、福祉環境の充実 ～

第1節 保健・医療の更なる充実

1・現状と課題

わが国は既に人口減少社会に突入しました。本市でも人口が減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。高齢者の急増やライフスタイルの変化とともに生活習慣病も増加傾向にあり、平成20年度からは、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健康診査と保健指導が各医療保険者に義務づけられました。市民一人ひとりが自ら健康管理を行い、健康を維持・増進することが求められています。

本市では、島原市保健センター、島原市有明保健センターを拠点として、成人や乳幼児の各種健康診査のほか、乳幼児相談や健康相談、健康教育等を実施しています。また、平成26年には、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目標とした「健康しまばら21(第2次)」計画を策定しました。健康を維持するためには、バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養など、生涯にわたり適切な生活習慣を送ることが大切ですが、健康づくりに取り組もうとする個人を、社会全体として支援していく環境を整備することも重要です。

生活習慣病の予防には、日頃からの生活習慣の改善とともに、健康診査による早期発見、早期対応が重要です。しかしながら、本市の健康診査の受診率は横ばいから低下傾向にあり、平成16年度からは、かかりつけ医での個別健診を併用していますが、一定数は健康診査を受診していないとみられます。市民の健康意識を高めるなど意識改革に努めるとともに、健康診査の受診率を高めしていくことが課題となっています。

また、万一健康を害した場合には、安心して医療を受けられることが重要です。本市は、離島や半島の多い長崎県の中では医療施設が比較的充実しています。市内には専門性の高い医療需要に対応する二次医療施設として、長崎県島原病院と柴田長庚堂病院の二つがあり、日常的な一次医療の需要に対応する病院や診療所も、ほぼすべての診療科目が市内に揃っています。

しかし、市民の期待が大きい長崎県島原病院は、県立病院ではなくなり医師数も減少しており、新たな運営のあり方が検討されています。地域の拠点病院として他の医療機関等との連携を強化し、将来にわたって高度な医療水準を維持・向上させることが課題となっています。

また、一次医療を担う市内の病院や診療所では、小児科医や産婦人科医が不

足し、特に小児科で、特定の医院に患者が集中しています。このため、二次医療施設との連携を更に強化するとともに、休日や夜間、救急時にも安心して医療を受けられる体制づくりが課題となっています。

2・基本方向

市民一人ひとりの健康づくりに積極的にに関わり、保健・医療問題に総合的に取り組むことで、生涯を通じた各種健康サービスの充実を図ります。

健康を維持・増進することが、自分自身や家族だけでなく、社会的にも重要であることや、生活習慣病等は自覚症状が出てからでは手遅れになりがちであるといった健康に関する知識を啓発し、市民一人ひとりが、自分の健康は自分で守るという健康管理意識を高めます。

市民の健康管理のための、適切な情報提供や、各種の健康診査の受診、健康づくりを支援する体制を整えます。

また、市民が、日常から健康を維持・管理するために、かかりつけ医を持つように促すとともに、万一、健康を害した場合に、市民が安心して医療を受けられる体制を構築します。

特に、小児医療については、小児科医の確保や小児休日診療の充実など、小児の診療体制の確保・充実に努めます。

3・施策の体系、内容

保健・医療のさらなる充実

①特定健康診査の受診率の向上（重点事業）

各保険者による健康診査の連携を図るとともに、生活習慣病予備群の把握に努めるなど、適切な保健指導体制を強化して、特定健康診査の受診率を向上します。また、受診率の向上に向けて、かかりつけの医療機関での健康診査の受診体制づくり、夜間健診等、健診の日時や場所の更なる拡大を図ります。

②長崎県島原病院の地域の拠点病院としての運営方法の検討と他の医療機関等との連携による機能強化（重点事業）

長崎県島原病院は、地域の拠点病院として、他の医療機関等との連携を更に強化し、引き続き本市をはじめ島原半島の高次医療の拠点病院としての役割を果たすように、関係自治体及び関係機関と連携しながら存続、機能強化を図ります。

③健康管理意識の高揚促進

健康・医療に関する知識や方法を、各種の健康相談や健康づくり教室等を通じ

て啓発し、市民の健康管理意識の高揚を促進します。また、市民が日常から健康を維持・管理するために、保健センターを拠点として検診、相談窓口等の機能を充実するとともに、かかりつけ医を持てるように普及啓発を図ります。

④健康づくりの支援の充実

保健センターを中心に実施している妊娠期から高齢期までの全ライフステージにおける健康づくりの活動を継続、発展させるとともに、市民にそれらの情報を提供して、支援が必要な人への各種の健康づくりの機会の拡大、指導に努めます。また、医師等から指導を受けた人については、健康づくり活動への参加を促すとともに、市民一人ひとりが自身の年齢や状況に応じて健康づくりをしていける体制を構築します。

⑤市内の医療水準の維持・向上の要請

医師会と連携を図りながら、長崎県島原病院をはじめ、市内の医療施設の診療科目や医療水準の維持・向上を関係機関に要請します。

⑥小児診療、休日・夜間診療体制の充実

医療機関との連携を図り、休日、夜間、救急時の医療体制、高次医療に対応する広域医療体制を充実させます。特に小児診療については小児科医の確保、とりわけ島原病院の小児科勤務医の確保に努めるとともに、小児休日診療の事業の充実など、小児の診療体制の確保・充実に努めます。

⑦行政と医療機関や福祉機関との連携強化

関係機関と協議し、行政、医療機関、福祉機関の連携を強化します。相互に必要な情報を共有するため、個人情報保護法等の問題に配慮しつつ、情報共有の方策を検討し、実施します。

⑧看護学校修学資金制度の拡充

市内における看護職員の確保を図るため、島原市医師会看護学校の修学基金に出資を行い、市内就業希望者に対する修学資金を貸与するとともに、さらに地元定着を図るための新たな制度の導入に向けた検討を行います。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
特定健康診査の受診率の向上	国保被保険者の特定健康診査の受診率	24.3%	H20	45.7%	60.0%	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26の数値	将来の数値	
基幹病院の医師確保や診療科目の充実	島原病院医師数	29人	30人	H31

※H26の数値はH27. 4.1現在の数値

第2節 国民健康保険・国民年金制度の充実

1・現状と課題

国民健康保険は、わが国の医療保険制度の中核として重要な役割を担っています。しかし、近年、被保険者の高齢化の進行により医療費の高騰を招くとともに、少子化や長引く不況等の影響で国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。国民皆保険制度を維持するため、国民健康保険財政の健全性を高めることが課題となっています。

こうした中、国では、国保法等の一部を改正し、国保の財政基盤の安定化、医療費適正化の推進等制度改革を進めています。本市では、平成18年度から生活習慣病の予備群を早期に抽出して、個別健康支援プログラムを実践する「国保ヘルスアップ事業」に取り組んできました。平成20年度からは、特定健診・特定保健指導に移行することにより、健診受診率向上のみならず、保健指導実施率の向上及び生活習慣病の重症化を予防することが課題となってきます。

また、すべての国民を対象として老齢、障害、死亡に際して必要な給付を行う国民年金について、本市には常設の国の出先機関はありません。本市では加入・届出等の窓口業務や市民への広報・周知を行っていますが、国民年金制度の周知と、複雑化する年金相談への適切な対応が課題となっています。

国民年金については、平成19年5月以来、年金記録管理にミスや不備が多いこと等が明らかになり、国民の間に不安が高まっています。本市においても、年金記録管理の問題に対する市民の不安を解消することが課題です。

2・基本方向

国民皆保険制度を維持するという国の方針に沿って、国民健康保険制度の適正運用に努めるとともに、国民健康保険財政の健全性を高めます。

国民年金に対する相談窓口を整備して、市民の不安の解消に努めます。

3・施策の体系、内容

国民健康保険・国民年金制度の充実

①国民健康保険制度の適正運用

保健・医療の問題に総合的に取り組み、国民健康保険制度の適正運用に努めます。被保険者に対して給付と負担の関係等をよく周知した上で、新たな啓発方法を検討するなど、国民健康保険税の収納を的確に実施し、国民健康保険財政の健全性の向上を図ります。

②国保部門と保健・医療、福祉部門との連携強化

医療費の増大を少しでも抑えるために、被保険者に対して医療機関での適正な受診を促すとともに、保健・医療、福祉部門と緊密な連携を図ります。

③特定健診・特定保健指導の充実

特定健診・特定保健指導については、生活習慣病予備群の早期の抽出と、特定保健指導の充実を図ります。

④国民年金制度の周知徹底

国民年金制度の役割や制度について、広報紙等を活用し、分かりやすい形で引き続き周知・広報します。

⑤年金に対する身近な相談窓口の周知

急増する年金相談に対し、市役所に開設している年金相談窓口の存在を、市のホームページや広報紙等を通じて市民へ周知します。

⑥年金に関する常設機関の誘致の検討

本市のみならず島原半島全体のためにも、本市に国民年金に関する常設の出先機関の誘致を検討します。

第3節 高齢者福祉の充実

1・現状と課題

本市では高齢化が着実に進んでいます。65歳以上の人口は、平成22年に1万3,878人（国勢調査）で総人口の29.2%を占めており、既に4人に一人が高齢者となっています。高齢者の社会に対する役割が大きくなる中、健康で自立した生活を送り、積極的に社会に参加することが、本人や家族だけでなく、地域の活性化にとっても極めて重要です。

家庭における介護の負担を軽減し、高齢者を地域全体で支えていく仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度がスタートしました。しかし、高齢化の進展は著しく、要介護・要支援認定者、介護給付費とも年々増加しており、今後もこの傾向は続くと思われます。

平成18年4月から健康保険法等の一部が改正され、制度全体が予防重視型システムへと転換が図られました。また、平成20年度からは、生活習慣病予防のために、医療保険者による特定健康診査・特定保健指導が義務付けられるとともに、新たな高齢者医療制度として75歳以上の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設され、すべての市町村が加入する都道府県単位での広域連合が設立されました。

高齢化の急速な進展により、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境には様々な課題が生じています。多様化する福祉ニーズに応えつつ、高齢者の生活機能の向上を図り、高齢者やその家族が安心して暮らせるようにするとともに、高齢者の積極的な社会参加を促していくことへの対応が重要な課題となっています。

2・基本方向

高齢者本人やその家族、そして地域社会のために、要支援・要介護になる前の介護予防に力を入れるとともに、サービス給付と負担のバランスに配慮し、また、多様化する福祉ニーズを的確に汲み上げ、介護保険とのサービスの重複を避けつつ高齢者福祉を充実します。更に、後期高齢者医療制度にも対応しながら、すべての高齢者にとって安全・安心な地域体制づくりを推進します。

3・施策の体系、内容

高齢者福祉の充実

①高齢者の生活支援（重点事業）

高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、元気な高齢者の協力や地域の資源を活用しながら高齢者の健康づくりに努めます。介護保険制度と市の高齢者福

祉施策との役割分担を明確にします。多様化する高齢者の福祉のニーズを的確に汲み上げ、全国の先進事例等を参考にしながら新たな事業の創設や、既存の事業の削減、見直し等、サービスメニューの取捨選択を行い、高齢者の生活を支援します。

②要支援・要介護の予防強化

介護保険制度の適正運営に努めるとともに、要介護状態の軽減、悪化の防止、要介護状態になることの予防に役立つようサービスを提供します。また、介護保険料の負担とサービスに関して、市民が納得できる情報の提供・広報に努めます。

③後期高齢者医療制度への対応

75歳以上の高齢者の医療について、平成20年度から新たに創設された、県単位の広域連合で運営される「後期高齢者医療制度」への対応を図ります。

④在宅福祉施策の充実

ひとり暮らし高齢者を含む在宅高齢者の生活支援サービスや、在宅で介護されている家族への支援サービス等、各種の在宅高齢者福祉施策を充実します。介護保険では、要介護状態にある人に対して、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供します。

⑤生きがい対策の強化

高齢者の積極的な社会参加を促進するような、生きがい対策を強化します。そのため、高齢者が参加する老人クラブ等の活動を引き続き支援します。特に、ひとり暮らしの高齢者等を対象に、各種の社会活動への参加を促すとともに、高齢者が参加しやすいイベントの増加も検討します。また、子どもとのふれあいの機会拡大等の世代間交流体制の充実や、各種スポーツ大会への参加者の拡大等、高齢者が無理なく参加できる仕組みづくりを行います。

⑥安全・安心な地域体制づくり

└ 緊急通報システムの設置拡大

ひとり暮らしの高齢者の安全・安心の確保のため、既に進めている「緊急通報システム」の更なるPRに努め、その設置を拡大するなど、在宅福祉施策の充実に努めます。その際、ひとり暮らしの高齢者だけでなく、高齢者のみの世帯、ひとり親家庭等、対象世帯の拡大や、細かな運用方法の検討に加え、高齢者等見守りネットワークの充実などシステムを補完する地域コミュニティづくりも

推進します。

㊦ 支援ネットワークづくり

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、平常時からの情報提供に同意した人の名簿を作成して、地域の支援者と情報を共有し、日常的な見守り活動等も行うなど互助・共助の輪を広げ、安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
高齢者の生活支援	自立している高齢者の割合 (介護保険非認定者数)	77.2%	H19	77.6%	78.0%	H30

第4節 子育て支援の充実

1・現状と課題

生活環境の変化、核家族化や共働き家庭の増加等に伴い、家庭での子育て機能が低下しています。また、コミュニティ機能の低下に伴い、全国的に子どもを巻き込む凶悪事件が増加傾向にあります。更に、最近では離婚率の上昇等により、ひとり親家庭が増加しており、子育て等に関する相談件数も増えています。少子化が進行する中、本市では、安心して子どもを産み、夢や希望を持ち子育てのできる環境づくりに向けて、出逢いから結婚・妊娠・出産・子育てなどのそれぞれのライフステージに応じた総合的な少子化対策とそれを継続していくことが課題となっています。

本市の保育所は、一部に定員を若干上回るところがあるものの、施設数としては充足しています。本市では合併を契機にすこやか子育て支援事業等により、市独自の保育料負担の軽減を図っていますが、滞納者が存在し続けており、保育料の確実な徴収が課題となっています。また、保育ニーズの多様化や長時間保育に対応した保育所の充実、保育所の資質向上も求められています。更に、行財政改革の取り組みの一つとして、市立保育所の浦田保育園を平成22年4月に民間委譲しましたが、残る施設の民営化も課題となっています。

小学生の児童が授業終了後に利用する学童保育については、保育所・認定こども園で実施しており、その施設について、一部では小学校から離れているところがあるものの、施設数や質は、ほぼ充足しています。引き続き、放課後における子ども達の安全確保により努めることが課題となっています。

また、障害を持っていながら何らかの事情で障害者手帳や療育手帳を持っていない子どもや、障害児と認定されるレベルではないものの軽度の障害を持つ子どももあり、保育所や小学校等の現場では負担が生じています。こうした子どもの中には、親により障害が隠されている場合や、障害があることに親が気づかない場合もあります。障害者と認定されていない障害児や軽度障害児の把握と、適切な対応が課題となっています。

ひとり親家庭の多くは、親の就職が困難で、経済的に困窮しており、経済的な対応が課題となっています。ひとり親家庭は、親が不在がちであったり、借金やDV等、家庭の事情から近隣や地域社会との接触を拒んでいる場合もありますので、その状況を的確に把握し、適切に支援することが課題となっています。また、本市には、母子家庭を対象とした市営住宅や「母子生活支援施設わかば」がありますが、老朽化の進行等により、ひとり親家庭が安心して住める住居の確保が課題となっています。

2・基本方向

家庭と地域との連携を強化して、子育てする側に立った地域密着型の保育システムを構築し、子どもを安心して産み育てられる環境を整備します。

各種の相談窓口を整備するとともに、その周知・広報を図り、子育てに関する不安の払拭に努めます。幼児保育や学童保育は、多様化するニーズにきめ細かく対応し、子どもを預けて安心して働けるようサービスの質的向上を図ります。

障害児を持つ家庭やひとり親家庭等は、個人や家庭の事情に配慮しつつ把握を強化し、適切な支援が受けられるように努めます。

子どもは、次代を担うかけがえのない社会の宝であり、子どもの成長は家庭だけでなく地域全体の夢や希望につながります。子を持つ家庭が、安心して子育てできるよう社会全体で温かく支援できる環境づくりが重要と考えます。島原と出会い、島原で「産んで良かった」、「育てて良かった」、「働いて良かった」、「住んで良かった」と実感できるように、関係施策や事業の推進に取り組み、「とことん子育てにやさしいまちづくり」を目指します。

3・施策の体系、内容

子育て支援の充実

①少子化対策の検討と地域の子育てへの協力推進

少子化対策として、子どもを産み育てやすい環境づくりに配慮するとともに、各種の優遇措置等の導入を検討します。また、地域全体で子育てを見守り、子育てに協力するような仕組みを整備します。

②保育サービスの充実

保育所等における保育士の資質向上に関する施策を継続して実施します。また、共働きをはじめとする各家庭の就労状態や家庭環境に応じた保育体制を充実するため、延長保育や一時預かり、休日保育、障害児保育等に積極的に取り組む保育所等を、引き続き支援します。

③保育料の着実な徴収と低所得者の負担軽減

保育料の徴収については、現行の徴収方法（園長による嘱託職員制度）を継続するとともに、各種の指導・通知及び納付相談等の継続により、着実な徴収を目指します。また、低所得者の保育料負担を軽減するために、保育料の基準となる納税額の階層区分の変更（細分化等）や保育料の見直しを検討します。

④子育てを支援する相談窓口の整備

子育てに不安を抱えている家族に対する支援体制として、子育てに関する相談、ひとり親家庭や障害児に関する相談等、子育てを支援する各種の相談窓口を整備します。

⑤市立保育所等の民営化の検討

本市が運営している保育所や児童館については、行財政改革への取り組みとして、民間への移譲や管理・運営の委託等、将来のあり方について検討します。

⑥学童保育の推進と家庭・地域機能の向上

保育所や認定こども園を活用した学童保育を継続して推進します。また、家庭と地域との連携を緊密化するため、母親クラブや子ども会、子育てサークルの育成、強化を継続して実施します。

⑦軽度障害児への対応強化

親が子どもの障害を早く受容するための啓発と、相談先紹介の仕組みづくりを実施します。また、保育所等の施設において、子どもの障害の早期発見を促す体制の構築や、子どもが一度は必ず何らかの健診・診断で障害の検査を受ける仕組みづくり等、軽度障害児を把握し、適切に支援を行える体制をつくります。

⑧ひとり親家庭等の現状把握の強化と支援体制の整備

ひとり親家庭等に対しては、行政や地域社会とのつながりを持つことがメリットになることを、粘り強く説明していきます。増加傾向にあるひとり親家庭等の現状について、プライバシーの保護等、個人の事情に配慮しつつ、母子・父子自立支援員や民生委員・児童委員と連携して把握に努め、相談や適切な支援が受けられる体制を整備します。

⑨子育て世代の経済的負担軽減のための支援

乳幼児から中学生までの福祉医療費の助成、保育所・認定こども園・幼稚園の保育料で第2子以降の無料化、満2歳未満の第2子以降の子どもにかかる育児用品の購入費用の一部助成、子育てを行う若者夫婦の家賃補助等により、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

また、3世代世帯形成を促すことにより、出生数増加を図ります。

⑩在宅で子育てをしている家庭への支援

親支援（親育ち）と子育ての仲間づくりを支援するための講座などの充実を図

ります。また、母及び乳児の健全な育成環境の確保と子育てに関する情報提供などを行うために、乳児家庭全戸訪問事業の充実や子育て関連情報をホームページやスマートフォンを活用して情報提供することなどにより子育て家庭への支援を行います。

⑪地域に応じた、出逢いから家庭づくりの支援

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うために、出会いの機会の創出と企業や市民と連携した支援等の仕組みを確立します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
保育サービスの充実【総合戦略】	休日保育対応保育所数	2カ所	H19	2カ所	7カ所	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26の数値	将来の数値	
子育て世代の経済的負担軽減のための支援 ・乳幼児から中学生までの福祉医療費の助成 ・保育所・認定こども園・幼稚園の保育料で第2子以降の無料化（すこやか子育て支援事業） ・満2歳未満の第2子以降の子どもにかかる育児用品の購入費用の助成（すこやか赤ちゃん支援事業）	出生数	399人	440人	H31
保育サービスの充実	病児・病後児保育事業の実施箇所数	2カ所	4カ所	H31
仕事と家庭の両立支援のための預かりサービスの充実	放課後児童クラブの設置数	12カ所	15カ所	H31
在宅で子育てをしている家庭への支援	乳児家庭全戸訪問事業による訪問率	97.6%	100%	H31
地域に応じた、出逢いから家庭づくりの支援	成婚数	0組	20組	H31

第5節 障害者福祉の充実

1・現状と課題

平成27年4月1日現在、本市の身体障害者手帳所持者は2,790名、療育手帳所持者は517名、精神障害者保健福祉手帳所持者は294名となっています。高齢化に伴って、特に高齢の障害者が増加傾向にあります。障害者に対する各種の支援について、本市では、市の広報紙やホームページでこれらを周知するとともに、身体・知的障害者相談員並びに相談支援事業所を配置・開設して、障害者の生活全般にわたる相談・指導、関係機関との連絡調整を行っています。

国の障害福祉施策では、平成25年4月から、共生社会の実現のため、障害者の社会参加の機会の確保などを目的とした「障害者総合支援法」が制定され、それに基づく支援内容へと大幅に変更されました。

障害者を取り巻く環境は、依然として厳しいものがあります。本市においても、障害者の地域社会における自立生活支援並びに就労促進へ向けた取り組みが重要な課題となっています。

2・基本方向

「障害者総合支援法」に対応した障害者支援施策を推進するとともに、その内容を周知・広報します。特に在宅障害者支援対策の充実を図ります。障害者に対する市民の理解を深めるとともに、障害者との交流機会を増やすなど、障害者が社会参加しやすい地域づくりを進めます。障害者やその家族が安心して暮らせるように、医療、福祉、教育の各分野での連携を強化します。

3・施策の体系、内容

障害者福祉の充実

①障害者総合支援法に対応した支援施策の整備、広報

平成25年4月から施行された「障害者総合支援法」に対応し、障害者やその家族の意見を聞きつつ、本市の実情に合った障害者支援施策を推進するとともに、障害福祉サービスの内容や提供する民間事業者等を市民に広く周知します。障害者やその家族には、問題や悩みの相談先が分からない人も多いと考えられるため、引き続きニーズの把握に努めるとともに、相談場所や支援活動の内容、各種施策の広報活動を実施します。障害者総合支援法の見直しも検討されており、今後の動向を見守る必要があります。

②障害者支援の充実

障害者が経済的にも自立するために、それぞれが有する能力を最大限に発揮できるような技能の訓練・習得のための機会を充実します。また、保育所や小学校等における専門職員の配置等、障害者に対する「人的手当」の充実を検討します。

③在宅障害者支援対策の充実

障害者やその家族が安心して日常生活が送れるような居宅介護や生活介護等、在宅障害者福祉施策の充実を図ります。

④障害者の社会参加及び就労の促進

障害者やその家族の社会参加の促進とともに、障害者の存在を当然のこととして受け入れるような地域づくりを行います。そのため、市民に対して障害者に対する正しい理解と知識の普及に努めるとともに、障害者と子どもや高齢者との交流の機会を増やしたり、障害者同士が助け合えるような障害者が参加しやすい雰囲気づくり、仕組みづくりに努めます。また、企業等に対して障害者の雇用拡大を促すとともに、障害者の就労を促進します。

⑤障害者医療、福祉の充実

障害者のための、医療、福祉、教育の各分野での連携を強化します。例えば、障害者本人や家族が一生持ち歩けるようなカルテシステムの開発の検討や、障害の早期療育を行うための地域療育体制の推進等を検討します。

第6節 低所得者福祉の充実

1・現状と課題

本市の生活保護世帯数は、平成27年3月末現在で440世帯、保護人員は603人です。保護率は、全国平均や県平均より低いものの、高齢者の増加に伴って保護世帯、保護人員ともに近年増加傾向にあり、平成12年と比較して約3倍に増えています。

生活保護は、国が定めた基準により要否判定を行い、最低限の生活を保障する制度です。本市は大都市圏と比較して経済状況が厳しく、少子高齢化が進行する中で、生活保護制度を適正に運営しつつ、生活保護世帯の自立を促していくことが課題となっています。

2・基本方向

社会保障制度における最後のセーフティネットである生活保護制度を、適正に運営しつつ、生活保護世帯の自立を促進します。

また、生活保護を受給していない生活困窮者について、困窮状態から早期に脱却できるよう支援に取り組みます。

3・施策の体系、内容

低所得者福祉の充実

①生活保護制度の適正運営

生活保護制度を維持、存続させるために、今後も国が定めた要否判定に基づく適正な保護や給付を行います。

②低所得者世帯の自立の促進

生活保護を受給している人の中で就労可能な人に対しては、引き続き職業安定所（ハローワーク）と協力して職業斡旋を行い、就労機会を提供します。また、生活保護の要否判定を適正に行い、受給者が既得権化することを防ぎます。現状では、一部で、働いている低所得者と生活保護世帯との生活水準に逆転現象が生じていると指摘されています。こうした不公平感を是正するとともに、働ける低所得者が働く意欲を出せる仕組みづくりを検討します。

第7節 消費者教育・支援の充実

1・現状と課題

近年、インターネットや携帯電話の普及等により、商取引のスタイルはますます多様化、複雑化しています。消費生活が便利で豊かになった反面、サイバー犯罪（コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪）や、悪質商法（悪徳商法）による様々なトラブルが増加しています。

特に最近では、高齢者を狙った悪質なりフォームや振り込め詐欺等の事件が多発しており、高齢者を中心とする消費者への予防対策の強化が求められています。本市では、悪質商法に関するパンフレットを全世帯に配布するとともに、婦人学級、高齢者学級等で消費者生活講座を開催するなど啓発に努めています。

2・基本方向

市民の消費生活の安全を守るための知識啓発に努めるとともに、万一、トラブルがあった場合に苦情・相談を受け付け、的確に対処するための体制づくりを充実します。

3・施策の体系、内容

消費者教育・支援の充実

①消費者への知識啓発

消費者自身が、複雑・多様化する商取引に関する専門的な知識や処理方法を修得するための啓発活動を継続して実施します。消費者生活講座やパンフレットのほか、本市のホームページの活用等、多様な消費者情報を市民へ即時に提供する方法を検討します。

②苦情・相談への体制づくり

長崎県及び関係機関と緊密な連携を図るとともに、消費生活センターを設置し、適切かつ敏速な苦情処理、相談業務を行います。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
苦情・相談への体制づくり	消費者相談解決率	48.3%	H19	82.9%	90.0%	H30

第8節 社会福祉の充実

1・現状と課題

保健・医療、福祉は、人々の健康で安定した生活を最低限保障するだけでなく、より豊かな人生を送れるように社会で支える制度です。かつては、本市も全国と同様、高齢者や子ども等の支援が必要な人を支える基盤として家庭や地域コミュニティがあり、行政がそれを補助する福祉システムでした。そして、高度成長期以後、核家族化やライフスタイルの変化、経済成長に伴う税収の拡大とともに、福祉サービスにおける行政の役割が、次第に拡大してきました。

しかし、近年、少子高齢化が進行して、支援が必要な高齢者等が急増する一方で、家庭や地域コミュニティの機能が低下しています。また、生活環境や社会経済環境の変化の中で、市民の福祉に対するニーズがますます複雑化、多様化しています。一方で、国や地方自治体の財政が逼迫し、人口が減少して税収の大幅な伸びも期待できなくなり、行政が全般にわたって福祉サービスを担うことは困難になりました。

今後は、市民が必要とする福祉のニーズを的確に把握して、必要なサービス内容を検討し、支援が必要な人が、本当に必要なサービスを確実に受けられる効率的な体制を構築することが課題となっています。また、ニーズの多様化に対応して、より質の高いサービスが受けられるよう、民間や市民（NPO等）の活力を導入していくことも課題となっています。更に家庭や地域コミュニティの機能を高めるとともに、ボランティアを育成し、すべての市民が自らのできる範囲で、相互に助け合う地域づくりが課題となっています。

福祉に対する市民のニーズを的確に把握するためのシステムづくりに努めます。また、多様なニーズに対して、市民が質の高いサービスを受けることができるよう、福祉サービスにも民間やNPO等の活力を積極的に導入するとともに、市民がボランティア等の活動を通じて、それぞれの地域コミュニティや社会的組織の中で相互に助け合う地域社会を形成します。

2・基本方向

福祉に対する市民のニーズを的確に把握するためのシステムづくりに努めます。また、多様なニーズに対して、市民が質の高いサービスを受けることができるよう、福祉サービスにも民間やNPO等の活力を積極的に導入するとともに、市民がボランティア等の活動を通じて、それぞれの地域コミュニティや社会的組織の中で相互に助け合う地域社会を形成します。

3・施策の体系、内容

社会福祉の充実

①各種保健・医療、福祉サービスに対する民間活力の導入促進（重点事業）

保健・医療、福祉に関する各種サービスへの指定管理者制度の活用を検討や、民間や市民（NPO等）の活力の導入を検討します。

例えば、保健・医療分野では、市民が民間のかかりつけ医を持ち、そこで健康診査を受診することを勧奨します。高齢者福祉では、各種支援サービスでの民間企業やNPOの参入を促進します。子育て支援では、市が運営する保育所の民間への管理・運営の委託や移譲を検討します。また、ひとり親家庭や高齢者のための福祉住宅の整備・建設を民間に働きかけるとともに、民間が福祉住宅を整備する際の支援を検討します。複雑・多様化する消費者支援では、民間の相談窓口の活用も検討します。

②地域で支え合う社会福祉体制の構築（重点事業）

緊急時に備えて、ひとり暮らしの高齢者等に普及を進める「緊急通報システム」は、それだけでは十分な効果が期待できません。緊急時に速やかに援護する人がいてこそ効果を発揮します。そのため、市民ボランティアや民間企業等の参画や協働を促し、このシステムを支える体制を構築します。

緊急時に速やかに動ける体制をつくるために、日常の近所づきあいや各種の人的ネットワークが不可欠です。市民がそれぞれの地域コミュニティや社会的組織の中で、日頃からボランティアや市民活動に参加し、相互に助け合う社会福祉体制の形成を促します。

③保健・医療、福祉関連の知識や情報の周知とニーズの把握

保健・医療、福祉をはじめ年金問題や悪質商法の複雑化、多様化する市民のニーズに対して、市のホームページや広報紙等を活用して情報を周知・広報するとともに、各種の講座を開催して知識の啓発に努めます。

また、市役所や市が委託する相談員、各種公共機関だけでなく、民間も含めた相談窓口の所在を整理して市民に周知し、それぞれの分野で必要な相談を速やかに受けることができる体制を構築します。更に、各相談窓口に寄せられた市民の苦情や要望等のうち、必要な情報を集約して市民のニーズを把握するとともに、施策の見直しに活用します。

第9章 自立した地域コミュニティづくりを支援する

～ 住民主体のまちづくりの推進 ～

第1節 コミュニティ活動の活性化

1・現状と課題

本市には、227（平成27年4月1日現在）の町内会・自治会があり、地域の親睦と交流を深めるため、自主的な住民組織として独自の行事や活動を行っています。また、行政と市民をつなぎ地域の諸問題解決に努力する等、地域住民の福祉の向上と地域の発展に努めています。しかし、地域コミュニティの希薄化や転勤等で短期間しか居住予定のない住民等、町内会・自治会への未加入者が増え、加入率については、年々減少傾向にあり、平成27年5月現在で72.4%となっています。

町内会・自治会への未加入者の増加により、コミュニティ単位で統一されたごみ出し方法やその他の生活ルールの周知徹底が困難となっています。また、市の広報紙配布や回覧等でのお知らせが市全体にいき届かない状況が発生し、市民と行政とのパイプ役としての機能の低下も懸念されています。

また、本市は大きく七つの地域に分けることができ、各地域ともに特色ある地域文化が育まれています。しかし、このまま未加入者の増加が続くと、町内会・自治会の組織力・運営力が低下し、地域の伝統文化・風習の継承が困難となることが予想されます。また、町内会・自治会の組織を活用した災害時の対応についても危ぶまれます。

自治公民館等の集会所は、7カ所ある市立公民館とともに町内会・自治会の活動拠点となっています。しかしながら、その数は市内に112カ所と、町内会・自治会全体の約半数であり少ない状況です。

町内会・自治会活動の必要性が高まる一方、社会問題や住民ニーズが多様化・複雑化する中で文化、教育、福祉等、様々な分野で活動するNPO（民間非営利団体）やボランティア団体、まちづくり団体をはじめ、地域で活動する各種団体と連携した新しい地域コミュニティ組織づくりに向けた検討も必要になって来ています。

2・基本方向

行政と市民生活を結ぶパイプ役としての町内会・自治会の必要性を再認識するとともに、新しいコミュニティ組織づくりに向けた啓発を行うため、町内会・自治会と各種団体等が連携したまちづくりの先進事例などを紹介しながら、地

域の実情に合わせた市民主体のまちづくりによる地域の活性化についても検討します。

3・施策の体系、内容

コミュニティ活動の活性化

①コミュニティ活動の推進・支援（重点事業）

町内会・自治会の組織力・運営力を維持させるため、運営経費に対する助成の継続や自治公民館における活動充実のための支援策を検討します。その一環として市民による地域づくり活動のプラン（コミュニティ・マスタープラン）づくりや自治活動の中心となる組織リーダーの育成を支援します。また、各種啓発活動を通じて、コミュニティ活動への市民意識の向上を図ります。

更に、各種団体やNPO、やボランティア等、町内会・自治会以外の団体を含めた新たなコミュニティ組織づくりに向けた啓発活動も推進していきます。

②町内会・自治会加入の促進（重点事業）

町内会・自治会未加入の理由として、自治活動の必要性に対する理解が乏しいことが考えられます。そこで、災害対応時の町内会・自治会組織の活用、少子高齢化社会に対応した福祉事業との連携等の面での加入の必要性を伝え、自発的加入を促進します。

③自治公民館の整備支援

自治公民館の新設・増改築に要する経費への補助制度を継続します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
町内会・自治会加入の促進	加入率	77.69%	H21	72.4%	81.0%	H30

【総合戦略に掲げる数値目標】

施策名	指標名	H26 の数値	将来の数値	
新しい地域コミュニティ組織の設立	組織設立数	0	1 校区	H31

第2節 人権教育と男女共同参画の推進

1・現状と課題

本市では、様々な人権問題に対する正しい認識と理解を深めるとともに、基本的人権尊重の精神を養うため、講座・講演会の開催やポスターの掲示等により広く市民への啓発を図っています。講演会については、県等と連携することで、より幅広い内容の開催が可能となっています。更に、各地区公民館での生涯学習講座においても、人権学習に取り組んでいます。

その一方で、人権講座・講演会時に参加者が集まりにくいことや、一般市民向けの人権学習講座が少ないことがあります。また、人権と聞くと難しいものと捉えてしまい、講座・講演会への参加に市民が消極的になっている懸念もあります。

学校においては、教育活動全体を通して、子どもの発達段階に応じた人権・同和教育を実施しています。教職員については、計画的な研修参加等を進めて、学校の教育活動の中で、人権尊重の態度を習慣として身につけるために、人権集会や人権学習を行っています。

近年、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。本市では、「島原市男女共同参画推進懇話会」において、広く市民の意見を取り入れながら男女共同参画社会づくりに取り組んでいます。

2・基本方向

人権を尊重する心を養い、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者等、生活を取り巻く様々な人権問題の早期解決を図るため、学校教育だけでなく一般市民に対しても人権教育と人権啓発に取り組めます。また、人権の尊重のもと、性別に関わらず社会において個性と能力を発揮できるように男女共同参画を推進します。

3・施策の体系、内容

人権教育と男女共同参画の推進

①人権教育・啓発推進事業（重点事業）

人権教育に関する講座・講演会の開催に当たって、多くの市民が参加しやすいよう開催日時、場所を考慮し、開催についての広報活動を積極的に行います。また、人権問題を身近なものとして接しやすくするため、市民の生活に密着した内容を取り上げます。

②男女共同参画の推進（重点事業）

市民が参加する「島原市男女共同参画推進懇話会」を継続して実施し、男女共同参画に関する啓発・広報を行うとともに、家庭・地域・職場・学校等あらゆる場における男女共同参画を推進します。

③人権学習への市民参加の推進

学校教育や生涯学習講座での人権学習の取り組みを更に広げ、より多くの市民が人権問題を考える機会を持つために、町内会・自治会や子ども会等の身近な単位、場所を利用した人権学習の場の設定を推進します。

④人権教育推進体制の確立

市全体として人権問題に取り組む体制を確立し、行政機関内での連携を強化します。また、人権講座・講演会の開催では、関係団体と協力しながら人権教育及び人権啓発活動を推進します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
男女共同参画の推進	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	76%	H20	57%	90%	H30

※平成26年度末の数値は「男女共同参画社会基本法」という言葉の認知度

第10章・市民に開かれた行政を運営する

～ 開かれた行政への取り組み ～

1・現状と課題

平成13年3月に本市で策定された第3次行政改革大綱では、市民に開かれた行政運営への取り組みとして「行政情報の開示」、「市民委員の公募」等に取り組んできました。

行政情報の開示については、平成7年に情報公開条例（旧条例）を制定し、平成9年1月1日から制度をスタートしていますが、その後国における「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年4月施行）、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年成立）と、本市における新たな「個人情報の保護に関する条例」の制定を踏まえ、旧条例を廃止して新たに「島原市情報公開条例」を制定し、平成16年7月1日から施行しました。

新たな情報公開条例では、市民に対する説明責任や公文書の原則公開の明記等、市民本位の情報公開制度となっています。また、ホームページ上では各種申請書や例規集、市議会会議録、市広報紙等を掲載し、公開しています。

平成13年度からは、行政への市民の積極的な参加を促進するため、各種委員会や審議会等、市の施策決定の場において市民委員の公募を行っています。第6次市勢振興計画の策定に当たっては、平成18年度に本市では初めて市民により構成された「計画策定市民会議」が設置され、市民と行政の協働により進められました。この市民会議では、あらゆる行政分野について、市民の目から見た具体的かつ実務的な協議が行われ、その結果は第6次市勢振興計画の土台となる「島原市市勢振興計画策定基礎調査報告書」に可能な限り反映されました。

「協働」の目的は、多様化する市民のニーズに対して、市民と行政がそれぞれの強みを生かすことで課題の解決を目指すことにあります。今後は、公開請求に基づく情報公開のみにとどまらず、市民の自主的・積極的な市政への参画を促すためにも、更に行政情報の開示を進めていくことが必要です。そして、市民の側にも役割と責任の自覚等、協働に対する積極的な姿勢が求められます。

平成20年5月に策定された第4次行政改革大綱では、「行政手続のオンライン化の推進」、「ホームページによる情報発信・情報開示の充実」、「情報セキュリティ対策の徹底・強化」等に取り組んでいます。具体的には、ケーブルテレビ網の活用や情報機器の導入により、行政機関や地域等の情報化・ネットワーク化に向けた取り組みを行ってきました。市役所庁内においては情報通信網を

整備して基礎的な情報インフラの整備を行うとともに、平成17年には情報セキュリティポリシーを策定しました。地域住民に対する情報化の取り組みとしては、住民基本台帳ネットワークの稼働、公的個人認証サービスの開始等がありますが、近年の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やスマートフォンに代表される携帯端末の浸透により、Facebook（フェイスブック）などを活用したよりきめの細かい情報提供を進めています。

2・基本方向

市民の自主的・積極的な市政への参画を促すために、情報公開を推進するとともに、市民の声を行政施策に反映させるための仕組みの整備を進めます。

3・施策の体系、内容

市民に開かれた行政の運営

①情報公開の推進（重点事業）

個人情報の保護に努めながら、島原市情報公開条例に則った情報公開を推進します。

②情報提供システムの充実（重点事業）

行政情報を積極的に提供するため、ケーブルテレビやインターネット、コミュニティ FM 放送などの活用をはじめとした情報提供システムの充実や SNS の活用など多様な情報発信の取り組みを進めます。

③市政への市民参画の推進

各種委員会や審議会等での市民委員の公募を通じて、市民の市政への参画を促します。その他にも、市政に参画する機会の提供に努めます。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
情報公開の推進	情報公開室閲覧者数	56件	H20	50件	200件	H30

第11章・持続的発展を目指した健全な財政を運営する

～ 行財政改革の推進 ～

1・現状と課題

本市の財政規模は、平成26年度決算において歳入額が約241億円、歳出額が約236億円です。歳入構造では、全国水準と比較して地方交付税への依存度が高く、歳出構造では、義務的経費の割合が高くなっています。経常収支比率（毎年経常的に収入される一般財源が、毎年経常的に支出される経費にどの程度充てられているかを示す割合をみるもので、歳出構造の弾力性と財政の健全性を示す指標）も90%を越えて推移しており、財政構造の硬直化が進んでいる状況です。将来的にも、社会保障に係る扶助費や建設事業等の増加が見込まれており、厳しい財政状況が続くことが予想されます。新たな財源の創設の検討や税の収納率の向上等の取り組みにより、一層の自主財源の強化を図ると同時に、消費的経費の削減、指定管理者制度の積極的な導入、職員の定員適正化等を進めていくことが求められます。

また、限られた財源を重点的・効率的に配分するために、行政評価制度を活用して、市民のニーズや市民に提供してきた行政サービスの効果を勘案しながら、事業評価を予算編成に反映させることが求められます。

本市では、国（総務省）の指針である「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立を目指して、平成18年度を起点とする平成22年度までの5年間の行財政改革の取り組みを明示した集中改革プランに取り組みました。

また、本格的な少子高齢社会の到来や、地方分権の進展、三位一体の改革による財政構造の変化など、地方自治を取り巻く情勢が大きく変革する中、民間にできることは民間に委ねるという視点に立ち、真に行政として対応しなければならない施策や課題に重点的に対応した簡素で効率的な行財政運営を実現し、行政サービスの向上を図るため、平成20年5月には、計画期間を概ね10年間とする第四次行政改革大綱を策定しました。第四次大綱では、「本市が担うべき役割の重点化」、「地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立と人材の育成」、「市民への説明責任の確保と地域協働の推進」を改革の基本方針として、事務事業の再編・整理、指定管理者制度等民間委託の推進、定員・給与の適正化、職員の意識改革と人材育成、健全な財政運営と公会計改革、電子自治体の推進、情報公開と地域協働の推進など、更なる行財政の改革に取り組むことにしています。

2・基本方向

行政改革大綱を本市の行財政改革の柱として複雑・多様化していく行政需要に対応した効率的な行財政運営を推進します。

3・施策の体系、内容

行財政改革の推進

①行財政運営の効率化（重点事業）

事務事業の見直しや民間委託の推進、指定管理者制度の導入、職員の定員適正化等を行い、行財政運営の効率化を進めます。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における新たな財政指標である「健全化判断比率」（実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る比率）や「資金不足比率」（公営企業ごとの資金不足比率）にも留意しながら、財政の健全化に努めます。

②職員の政策提案能力の向上（重点事業）

現在取り組んでいる職員政策提案制度の更なる改善を行います。具体的には、募集期間の延長や課題設定の工夫、提案を行う職員の意欲・能力を高めるための研修制度の充実、政策研究グループ等の育成や支援等について検討します。

③自主財源の強化

新たな財源の創設の検討や税の収納率の向上、ふるさと納税の推進等の取り組みにより、一層の自主財源の強化を進めます。

④政策優先機能の強化

市民のニーズや市民に提供してきた行政サービスの効果を勘案しながら、予算編成に反映させるため、事務事業評価を実施しています。また、本市のまちづくりの施策や運営についての市民や民間の視点に立った公平かつ客観的な外部評価として、学識経験者など外部の委員で組織する行政評価委員会を立ち上げ、行政評価を実施しています。今後、評価手法や評価の予算編成等への反映方法の充実を図り、効率的で効果的な行政運営に活かしていきます。

⑤政策需要に応じた組織・機構の改革

複雑・多様化する政策需要に対応するため、今後も必要に応じて本市の組織・機構の見直しを行います。専門性を必要とする施策分野については、一体的・横断的な施策展開が可能となるように、組織体制の見直しを検討します。

【数値目標】

施策名	指標名	計画策定時の数値		平成26年度末の数値	将来の数値	
行財政運営の効率化	職員の定員削減数	432人	H18	388人	389人	H30
	経常収支比率	94.2%	H20	93.2%	計画策定時の数値よりも低くし、類似団体の数値に近づける	H30
	実質公債費比率	8.7%	H20	5.4%	計画策定時の水準を維持する	H30
職員の政策提案能力の向上	職員施策提案制度の提案件数	4件/年平均	H20	33件/年平均	8件/年平均	H30
自主財源の強化	自主財源比率	34.6%	H20	29.8%	計画策定時の数値よりも高くする	H30

第12章・広域的な地域づくりを促進する

～ 周辺自治体との連携 ～

1・現状と課題

今日、私たちの日常生活や経済活動はますます広域化しています。また、私たちの価値観はますます多様化し、地方自治体へのニーズも高度化しており、行政サービスの一層の専門化や高度化が求められます。こうした状況に適切に対応するためには、広域的な視点から連携・調整し、行政を進めていくことが必要です。

現在本市は、雲仙市、南島原市と共に島原地域広域市町村圏組合を構成しています。同組合では、広域行政圏計画の策定や、不燃物ごみの処理、広域電算、常備消防・救急、介護保険業務などの広域行政事務事業を共同で実施しています。

広域行政圏計画では、生活関連道路等のネットワーク形成や、ごみ、し尿、消防等の事務の共同処理システムの整備など、基礎的な生活環境整備に加え、産業の振興、文化、教育、スポーツ等の分野での施設整備等が取り扱われています。今後は、本市としても、観光、医療、福祉分野を中心に、広域的な地域づくりをすすめることが求められています。

2・基本方向

広域的な取組が求められる観光、医療、福祉については、広域的な観光連携と観光ルートの設定や、定住自立圏構想の推進により、周辺自治体との連携を進めます。

3・施策の体系、内容

広域的な地域づくりの促進

①観光資源の開発（重点事業）（再掲）

観光客の呼び水となる火山や温泉等の地域資源を生かし、島原半島ジオパークや温泉を生かしたまちづくりを進めるとともに、集客効果の大きい「花」に注目し、開花期のローテーションを意識した花の植栽をすることで花の名所づくりを推進します。また、民間企業とのタイアップによるスポーツコンベンションや学会を誘致し、滞在型観光客の増加を図ります。市内のお祭り・イベントについては、内容の特色付けができておらず、十分な集客に結びついていないと指摘されており、統合や相乗効果の効くイベントの併催等を検討します。また、スポーツ合宿誘致のため、宿泊施設の受け入れ体制の更なる充実を図り

ます。

②広域的な観光連携と観光ルートの設定（重点事業）（再掲）

島原半島観光連盟をはじめ、雲仙天草観光圏協議会、有明・島原地域観光連携会議などにおいて、各々の魅力・資源を活用した広域的な誘致促進と交流人口の拡大に努めます。特に、九州新幹線長崎ルートの開通や長崎の教会群とキリスト教関連遺産の世界遺産登録を見据え、歴史（キリシタン）や自然等の地域資源を生かした観光ルートの設定を、関係自治体と協力しながら推進します。

③定住自立圏構想の推進

島原市および島原半島からのこれ以上の人口流出を防ぐために、周辺自治体と協力しながら、定住自立圏構想への取組を検討します。

資料編